

資料集

- (資料1) 「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」の設置について
- (資料2) ワーキング・グループの開催状況
- (資料3) 国債市場の市場基盤の整備状況
- (資料4) 諸外国のGCレポに関するインフラの整備状況
- (資料5) 諸外国のレポ市場のインフラに関する改善策の検討・実施状況
- (資料6) 国債取引の決済期間の短縮（アウトライト取引のT+2への移行）について
- (資料7) 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」
- (資料8) 「『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』、『フェイルチャージの実務に関する取扱指針』及び『相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針』に基づく決済についてのQ&A」
- (資料9) 「機関投資家や信託銀行と証券会社等とのフロント照合及び出来通知データの授受等の実務に関する取扱指針」
- (資料10) 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」
- (資料11) 諸外国におけるGCレポ（T+0）におけるCCPと担保管理サービスの概要
- (資料12) 現時点におけるアウトライトT+1化に向けた検討の進め方のイメージ

「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」の設置について

平成21年9月8日

証券受渡・決済制度改革懇談会
証券決済制度改革推進会議

1. 設置

我が国金融・資本市場の競争力強化には証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化等が必要であり、証券決済システム改革の主要課題である国債の決済期間の短縮化について様々な課題の整理・検討を行うため、「証券決済制度改革推進会議」の下に「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（以下「WG」という。）を設置する。

2. 構成

WGは、市場関係者、インフラ機関及び有識者の委員をもって構成し、オブザーバーを置く。

3. 運営

(1) WGに主査及び副主査を置く。

(2) 委員は、WGを欠席する場合又は検討すべき特定の分野・課題に応じて、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。

(3) 主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

4. スケジュール（予定）

(1) 平成21年9月に第1回を開催し、2年程度開催する。

(2) 平成22年9月を目途に、中間取りまとめを行う。

5. 事務局

WGの事務局は、関係機関の協力を得て、日本証券業協会が行う。

以 上

ワーキング・グループの開催状況

開催時期	議 題
第1回 (2009/9/10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ WG設置の趣旨等 ・ 決済期間短縮化を巡るこれまでの議論・取組みの経緯 ・ リーマン・ブラザーズ証券の破綻が国債市場・決済システムにもたらした教訓 ・ 決済期間短縮化の意義・目的に関する整理
第2回 (2009/10/15)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回会合以降のコメント集約結果の概要 ・ 当面の検討の方向性
第3回 (2009/11/12)	<ul style="list-style-type: none"> ・ レポT+1化の実現に向けた論点整理
第4回 (2009/12/18)	<ul style="list-style-type: none"> ・ レポT+1化の実現に向けた論点整理
第5回 (2010/1/21)	<ul style="list-style-type: none"> ・ レポT+1決済実現に向けた整理
第6回 (2010/2/19)	<ul style="list-style-type: none"> ・ レポT+1決済実現に向けた整理
第7回 (2010/3/18)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトライトT+2/レポT+1決済実現に向けた整理 ・ 米国国債市場におけるアウトライトT+1/レポT+0取引の現状
第8回 (2010/4/15)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非居住者取引に関するアンケート結果について ・ アウトライトT+1/レポT+0決済の実現イメージ（タタキ台） ・ アウトライトT+2/レポT+1決済の実現時期に関するアンケート結果について ・ 今後の進め方等について
第9回 (2010/5/13)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定照合分科会における検討状況の報告 ・ 前回会合以降に寄せられた意見の紹介 ・ 今後の作業方針案について
第10回 (2010/5/27)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債決済期間の短縮に向けた検討状況と今後の作業方針について（案）

開催時期	議 題
第 11 回 (2010/7/22)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の作業方針を踏まえた検討のあり方について ・ アウトライト取引のT+1 決済を展望した場合のレポ取引のあり方に関するアンケートの結果について
第 12 回 (2010/9/2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトライトT+1 に関する当面の検討の進め方について
第 13 回 (2010/10/8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトライトT+1 化（方式①に沿ったGCレポ取引・決済を想定）の実現を展望したフロント実務及びバック実務のあり方に関するアンケートの結果の概要について ・ アウトライトT+1 化（方式②）の検討について
第 14 回 (2010/11/2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定照合分科会、相対ネットティング照合分科会における検討状況 ・ アウトライトT+1 化の検討について ・ 年末までの作業予定
第 15 回 (2010/11/30)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトライトT+2 化の実務検討 ・ アウトライトT+1 化の検討 ・ 国債の決済期間の短縮の進め方 ・ 中間報告書（骨子）と中間報告書（本体）のイメージ
第 16 回 (2010/12/9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ中間報告書（案）について
第 17 回 (2011/2/3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定照合分科会での検討状況について ・ 相対ネットティング照合分科会での検討状況について ・ 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン改訂案」及び「約定照合及び相対ネットティング照合の実務に関する取扱指針(案)」の検討・各社からの意見について ・ 今後の予定
第 18 回 (2011/3/18)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定照合分科会及び相対ネットティング照合分科会における検討状況について <ul style="list-style-type: none"> 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン改訂案」の検討 「機関投資家や信託銀行と証券会社等の間のフロント照合及び出来通知データの授受等に関する実務取扱指針(案)」の検討 「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針(案)」の検討 他 ・ アウトライトT+2 化の実施日について
第 19 回 (2011/5/12)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトライトT+1 化の検討について ・ アウトライトT+2 化について
第 20 回 (2011/6/16)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトライトT+1 化の検討について ・ アウトライトT+2 化について

開催時期	議 題
第 21 回 (2011/7/28)	・ アウトライイト T + 1 化の検討について フロント分科会及びバック分科会での検討結果について
第 22 回 (2011/10/25)	・ 最終報告書（案）について
第 23 回 (2011/11/11)	・ 最終報告書（案）について

※ この他、個別のテーマに関し、関係メンバー間で集中的に検討する目的で、以下の各分科会が設置・開催されている。

分科会名	設置時期	開催回数 (～2011/11 月)	主な検討テーマ
約定照合分科会	2010/1 月	13 回	・ フロント照合等の電子化 ・ 約定データフォーマットの標準化 ・ フロント照合からバック照合までの標準的な事務フロー
相対ネッティング 照合分科会	2010/8 月	9 回	・ 異額面ネッティングのペア付けの方法 ・ ネッティング照合通知フォーマットの標準化
フロント分科会	2010/9 月	8 回	・ アウトライイト T + 1 化の実現に向けたフロント面での課題
バック分科会	2011/6 月	3 回	・ アウトライイト T + 1 化の実現に向けたバック面での課題

国債市場の市場基盤の整備状況

課 題		整備状況
①法制度面の改善 —— 有価証券のペーパーレス化 —— 取引報告書、運用指図書 電子化 —— 公社債利子課税制度の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社振法に基づく国債のペーパーレス化<03年> ・ 証取法等の改正による電子媒体の利用可能化<01年> ・ 非居住者非課税措置の実施<01年>
②システム面の改善 (1)STP化の進展	照合・清算インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保振・決済照合システムにおける国債の照合開始<03年> ・ JGBCCによる清算業務の開始<05年>
	オンライン化 (対外データ授受) リアルタイム処理 (内部プロセス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別市場参加者によるシステム対応や業務フローの見直し → アウトライイトT+2化(2012年4月実施)により、STPが進展する見込み
(2)業務フロー等の標準化	約定～決済間の各作業に関するタイムスケジュールの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の策定による、ペアオフネットイングおよび決済に関するタイムスケジュールの明確化<02年> ・ アウトライイトT+2化に伴う「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の改正、タイムスケジュールの見直し<11年>
	フォーマットやプロトコルの標準化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保振・決済照合システムにおける、国際標準フォーマット (IS015022)、国際標準通信プロトコル (TCP/IP)、国際標準コード (ISIN、BIC) の採用<03年> ・ 日銀ネットにおける国際標準フォーマット (IS015022)、国際標準通信プロトコル (TCP/IP) の採用<04年> → 保振・決済照合システムおよび新日銀ネットそれぞれで国際標準フォーマットの利用等が進展予定
③市場慣行面での改善	レポ市場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債券貸借取引における現金担保の付利制限廃止、リスク管理手法の導入<96年> ・ 日銀・国債借入オペ (レポオペ) の導入<97年> ・ 「債券現先取引等研究会」におけるレポ市場整備に向けた検討の開始<98年> ・ 「国債のフェイルの解消に関する規則」の制定<00年> ・ 新現先取引の導入<01年> ・ 「債券のフェイル慣行の見直しに関するWG」における検討開始<09年>、最終報告書公表<10年>

諸外国のGCレポに関するインフラの整備状況

- CPSS 諸国のレポ取引の清算・決済の仕組みは、多種・多様。
 - トライパーティ・レポ等、第三者に担保管理サービスを委託可能なレポ取引が米国だけではなく欧州にも広がりつつある。(欧州では、トライパーティ・レポの利用は、米国と比べて少ない)。
- 主な決済サイクルがT+0のGCレポ取引では、担保証券の指定を約定後、スタート決済までに行う方式が主流(担保後決め方式)。
 - GCレポ取引とアウトライト取引、SCレポ取引は、別のインフラ、別の決済スケジュールで行われることが多い。

各国のGCレポ取引の概要

	日(JGBCC 清算分)	米(GCFLレポ)	米(トライパーティ・ レポ)	英(DBVレポ)	独(Eurex GC Pooling)	スイス
主要 参加先数	35先	40~50先	ディーラー :40-50先 投資家:NA	不明	30先	25先
主な決済 サイクル	T+2	T+0	T+0	T+0	ON:T+0 term:T+1~T+2	ON:T+0 term:T+1~T+2
担保証券	JGB	米国国債、 エージェンシー債	国債、 エージェンシー債、 MBS、ABS、その他	英国国債、株式、 CD、CP、その他	ECB適格担保で A-格以上 (国債、社債等)	SNBの適格担保 (外貨建て債券等 を含む)
担保指定の タイミング	約定時点	約定後 ^(注1)	約定後 ^(注2)	約定後 ^(注1)	約定後 ^(注1)	約定後 ^(注1)
毎朝Unwind の有無	なし	あり	あり	あり	なし	なし
アウトライト 等との関係	同じ	別	別	別	別	

- 清算機関を用いたレポ・インフラは、STP化が進展
 - 相対レポはSTP化が進展していないケースが多い。ただし、米国のトライパーティ・レポは、2011年8月29日より照合システムの利用が必須とされている。
- 取引当事者以外の第三者が担保管理サービスを提供している事例が少なくない。
 - 最も複雑な部分を専門機関にアウトソースし、市場全体として効率性を向上。

各国のレポ・インフラの約定から決済までの仕組み

	日(JGBCC 清算分)	米(GCFLレポ)	米(トライパーティ・ レポ)	英(DBVレポ)	独(Eurex GC Pooling)	スイス
約定	電話、FAX 電子取引	電子取引 (inter-dealer broker)	電話、FAX	電話、FAX 電子取引	電子取引 (Eurex Repo)	電子取引 (Eurex Repo)
照合	照合システム (JASDEC)	照合システム (FICC)	照合システム ^(注1)	照合システム (Euroclear UK & Ireland)	照合システム (Eurex Clearing)	照合システム (SIX SIS)
清算	JGBCC	FICC	なし	LCH Clearnet UK ^(注2)	Eurex Clearing ^(注3)	なし
担保 管理	なし	商業銀行 (クリアリング・バンク)	商業銀行 (クリアリング・バンク)	CSD(CREST)	CSD(Clearstream banking Frankfurt)	CSD(SIX SIS)
証券 決済	CSD(日銀)	商業銀行 (クリアリング・バンク)	商業銀行 (クリアリング・バンク)	CSD(CREST)	CSD(Clearstream banking Frankfurt)	CSD(SIX SIS)
資金 決済	中央銀行	商業銀行 (クリアリング・バンク)	商業銀行 (クリアリング・バンク)	中央銀行 商業銀行	中央銀行	中央銀行

(注1) 2011年8月29日より照合システム利用が必須、(注2) 利用しないことも可能、(注3) 0/N物ではネットティングなし。

諸外国のレポ市場のインフラに関する改善策の検討・実施状況

1. 米国

- 米国では、今次金融危機時にレポ市場が混乱・機能低下したことを踏まえ、レポ市場のインフラに関する改善策の検討・実施が進められている。
 - 当該改善は、民間主体の組織である PRC (Payments Risk Committee) の下に設置されたタスクフォース (トライパーティ・レポ・インフラに関する TF) が主導。
- 改善策の全ての実施は、当初 2011 年中とされていたが、決済スケジュールの変更等の影響の大きさに鑑みて、期限が延長されたほか、足許では、決済方法の変更 (複数バッチ処理または RTGS 処理の導入検討も含む) が検討されている。
- レポ市場のインフラに深く関係する改善は、クリアリング・バンクによるディーラーに対する日中与信の削減が主たる目的とされ、以下の3つの観点での対応策が進められてきている。
 - **照合関係：**

マニュアル照合を廃止し、三者間 (取引当事者+クリアリング・バンク) のシステムを利用した照合を実施

 - ✓ マニュアル照合による不正確な照合が、クリアリング・バンクによる毎朝の unwind (期限未到来のターム物やオープン物を含む、全てのレポ取引のエンド決済を行うこと) を招いた要因のひとつとされたため。
 - ✓ なお、システム照合を行う際の項目の標準化も TF において行われた。
 - ✓ 2011 年 8 月 29 日より、システム照合の利用が必須となった。
 - **サブスティテューション機能の実装：**

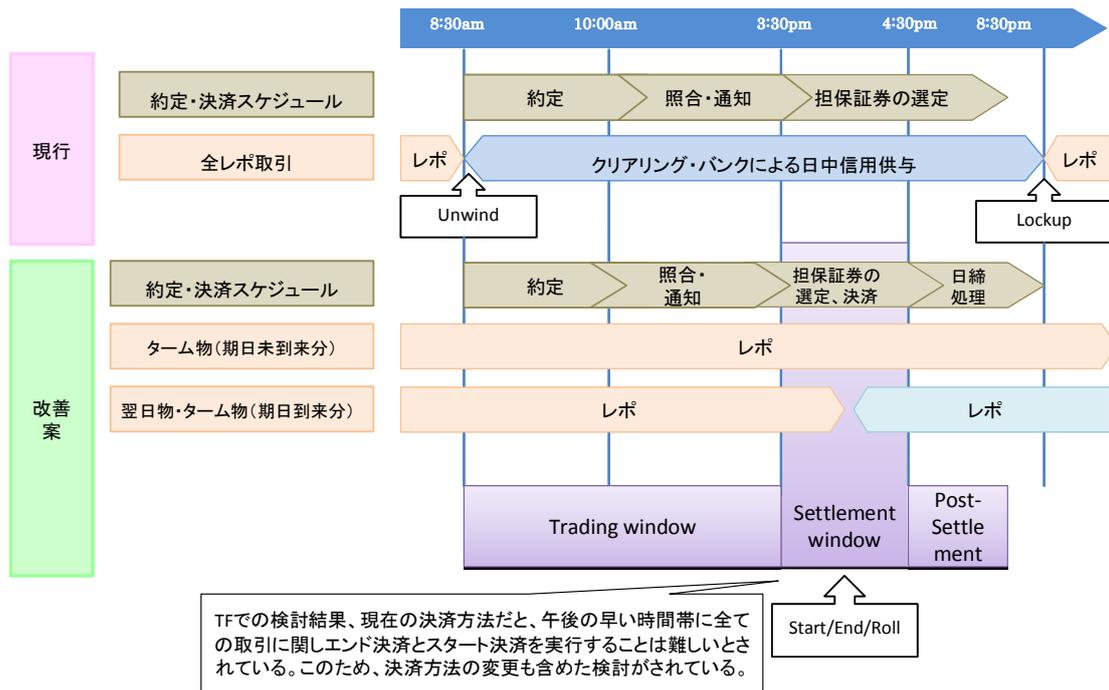
米国のトライパーティ・レポでは、サブスティテューションが実装されていなかった。このため、決済スケジュールを変更することに伴い、日中、ディーラーが必要とする証券をレポ取引の担保証券から引き出せるように、サブスティテューション機能を実装することとした。

 - ✓ 2011 年 4 月 18 日までに、クリアリング・バンクがサブスティテューション機能を実装済。
 - **決済スケジュールの変更：**

毎朝、期限未到来のターム物やオープン物を含む、全てのレポ取引のエンド決済を行うことをやめ、レポ取引のエンド決済を原則として午後に変更した上で、スタート決済と同時に行うことを展望。

 - ✓ 期限未到来のターム物やオープンエンド物を毎朝 unwind することが、クリアリング・バンクの日中与信の巨額化を招いたとされた。このため、エンド決済を午後にはずらし、スタート決済と同時に行うことでクリアリング・バンクの日中与信の削減を行うこととした。
 - ✓ GCF レポについても、エンド決済を午後にはずらししている。

<米国：決済スケジュールの変更のイメージ>



2. 欧州

<イギリス>

- イギリスでは、米国の GCF レポと類似の GC レポ (T+0) 取引制度 (DBV : Delivery by Value レポ) がある。
 - DBV レポは、期限未到来のレポが毎朝 unwind されること、利用者は決済銀行による日中与信を利用して決済を行っていること、の2点で米国の GCF レポに類似。
- DBV レポを運営する Euroclear UK & Ireland (CREST)は、2011年7月に期限未到来のレポを毎朝 unwind することをやめ、ターム物専用の DBV レポを導入した。
 - 導入経緯は、米国と同様に毎朝の unwind が不必要なリスクを生じさせているとの認識があったため。

<EU>

- 欧州委員会 (European Commission) は、2011年1月に CSD に関する共通の規制枠組みと証券決済に関する調和に関するコンサルテーション・ペーパーを公表。同ペーパーでは、決済期間の短縮が提案されている。
- この間、HSC WG (Harmonization of Settlement Cycles Working Group : EC の下に設置された決済期間の調和を検討する WG) は、EU 域内のクロスボーダーを含めた証券決済の T+2 化を提案 (T+2 より短い決済期間も可)。
 - 特に株式について、T+2 化には困難な国もあるとされる。
 - T+1 化については、時差のあるクロスボーダー決済を T+1 化することは困難である等の理由から困難とされた。

3. アジア

- アジアでは、香港の CMU が担保管理サービスを提供している。
 - CMU (Collateral Moneymarkets Unit) とは、香港金融庁が運営する証券決済システムである。
- CMU は、大手銀行が無担保のインターバンク貸出に代替するより安全な手段の検討を進めていることおよび CPSS におけるレポ市場の頑健性の高いレポ市場インフラに関する議論を受けて、CMU が提供するレポ取引に関する担保管理サービスのアップグレードを決定。新しいサービスは、2011 年末までに提供開始される予定である。

以 上

平成 23 年 3 月 31 日

各 位

日 本 証 券 業 協 会

国債取引の決済期間の短縮（アウトライト取引のT+2への移行）について

本協会では、我が国金融・資本市場の競争力強化には証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化等が必要であることから、証券決済システム改革の主要課題である国債取引の決済期間の短縮化について、市場関係者と様々な課題の整理・検討を行って参りました。

今般、平成 22 年 12 月に取りまとめ・公表致しました「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」中間報告書の内容を踏まえ実務の詳細の検討を行った結果※、国債取引の決済期間の短縮（アウトライト取引のT+3からT+2（売買約定日から起算して原則3営業日目の日に受渡し・決済を行う。）への移行）につきまして、その移行予定日を平成 24 年 4 月 23 日(月)（約定分）としましたので、お知らせ致します。

今後も引き続き、国債取引の決済期間の短縮に向けて、更なる検討を行っていく所存でございます。

※ 検討内容につきましては、今後、本協会ホームページ（<http://www.jsda.or.jp/>）において公表する予定です。

○ 本件に関するお問い合わせ先：市場企画部（電話：03-3667-8472）

以 上

国債の即時グロス決済に関するガイドライン

平成24年4月23日版

日本証券業協会

目 次

I. 総 論.....	1
1. 目 的.....	1
2. 実施時期.....	2
II. 決済の円滑化に関するガイドライン	3
1. 決済金額の小口化	3
(1) 日銀ネットにおける国債決済 1 件当たりの上限額面	3
(2) 上限額面超の取引の処理方法	3
(3) 決済金額小口化の対象外の取引	3
2. カットオフ・タイム等の設定	3
(1) カットオフ・タイムの設定.....	3
(2) リバーサル・タイムの設定.....	3
3. 決済日における市場参加者の行動指針	4
(1) 決済日当日の午前中の行動指針	4
(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針.....	4
(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針	5
4. 預り口等の決済の円滑化.....	5
(1) DVP 決済への移行	5
(2) 事務スキームの確認	5
(3) 国債 DVP システムにおける記事欄の活用	5
5. 決済円滑化に係る留意事項	6
III. フェイルに関するガイドライン	8
1. フェイルの定義.....	8
2. フェイル解消の誠実努力義務	8
3. フェイルに関するガイドラインの前提	8
4. フェイル・コストに関する考え方	8
5. フェイルチャージの取扱い	9

6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い.....	9
7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理.....	9
IV. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン	11
1. 標準的なネットィング・スキーム	11
(1) ネットィングの形態	11
(2) 対象となる決済数量	11
(3) 対象となる決済方法	11
(4) 対象となる取引の約定照合時限.....	11
(5) 対象となる取引種別	11
(6) 対象となる国債の保有形態.....	11
(7) 対象となる口座.....	11
(8) ペア付けの方法.....	11
(9) 受渡金額が同額である場合のネットィング効力の発生時限.....	12
(10) 資金決済口座の指定.....	12
2. 標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング.....	12
3. 事務手続き	13
(1) ペア付け及び順位付けの指図	13
(2) ネットィングの照合通知	13
(3) ネットィングの照合時限	14
(4) 照合通知の送付方法	14
(5) 照合通知の確認方法	14
(6) 異議の通知.....	14
(7) 照合部署	14
4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係.....	14
5. 「バイラテラルのペイメント・ネットィング」以外のネットィングについて	15

I. 総論

1. 目的

近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成 13 年 1 月 4 日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。

国債決済の RTGS 化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済 RTGS 化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債の RTGS に関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。

さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおける RTGS 関連の諸規程を前提として国債の RTGS への円滑な移行を実現し、国債決済 RTGS 化後の決済環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成 12 年 8 月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。

平成 21 年 5 月には、前年に起こった世界的な金融危機を踏まえ、本協会公社債委員会の下部機関として、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置し、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱う DVP 決済の範囲の見直しも含む検討を行い、平成 22 年 4 月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成 22 年 6 月、本ガイドラインについて改正を行い、同年 11 月 1 日から実施した。

平成 21 年 9 月には、本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、国債取引の決済リスクの軽減を図る観点から、決済期間の短縮に関する検討を行い、平成 22 年 12 月に中間報告書を公表した。平成 23 年 3 月には、国債の売買（アウトライト）取引における標準的な決済期間を T + 3 から T + 2 に短縮することに伴う、相対ネットィング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットィングの取扱いを取りまとめた。これを踏まえ、平成 23 年 6 月、本ガイドラインの「IV. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」について改正を行い、平成 24 年 4 月 23 日から実施した。

本協会では、国債の RTGS に際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。

なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

2. 実施時期

本ガイドラインの実施日は、平成 24 年 4 月 23 日とする。

Ⅱ. 決済の円滑化に関するガイドライン

1. 決済金額の小口化

(1) 日銀ネットにおける国債決済1件当たりの上限額面

1件当たりの決済に必要な国債及び資金の所要額を削減することにより、日中の未決済残高の積上がりを抑制し、いわゆる「すくみ」の解消を図るため、各市場参加者は日銀ネット国債系において国債を決済する際の1件当たりの上限額面を50億円とする。

なお、この取扱いは、上限額面を超える取引を行うことを何ら制約するものではない。

(2) 上限額面超の取引の処理方法

- ① 市場参加者は額面50億円超の取引を行った場合には、額面50億円を上限に同取引を分割したうえで日銀ネット国債系に入力するものとする。
- ② 約定処理と決済処理における小口化後の精算金額が相違することによる混乱を避けるため、額面50億円超の取引の小口化に当たっては、約定伝票処理の段階から額面50億円を上限に小口化する。

(3) 決済金額小口化の対象外の取引

次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。

- ① 日本銀行との取引（T-Bill及び長国等のオペ、新発債の払込等）
- ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引
- ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引（自己口Ⅱ及びⅣとの取引）

2. カットオフ・タイム等の設定

(1) カットオフ・タイムの設定

- ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル^(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。
- ② 市場参加者は、カットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとする。
- ③ カットオフ・タイムは、午後2時とする。

(2) リバーサル・タイムの設定

- ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。
- ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系の稼働終了時刻までの間とする。

ただし、日銀ネット国債系の稼働終了時刻の30分前から稼働終了時刻までの間

(注1) 「フェイル」は、Ⅲ. 1を参照

については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする
(注2)。

3. 決済日における市場参加者の行動指針

(1) 決済日当日の午前中の行動指針

- ① 国債の渡し方は、午前9時以降できるだけ速やかに国債受渡依頼電文の送信を行い、同受渡依頼電文を受信した国債の受け方は、速やかに決済情報を確認のうえ、資金受渡依頼電文を送信する。
- ② 国債の発行払込みを行う市場参加者は、新発債発行日における発行払込み後の決済の円滑化を図るため、午前9時以降できるだけ速やかに発行払込みを行うものとする。
- ③ 国債の渡し方は、残高がある場合、第三者からの国債の受入れを条件とした国債受渡依頼電文の送信を行わない。
- ④ 日本銀行へ送信する電文は、一定の件数に到達したところで送信するのではなく、極力速やかに送信する。
- ⑤ 日銀ネット国債系において決済の時間指定を行わない。
- ⑥ 国債及び資金の受渡依頼電文の内容に過誤があった場合、同受渡依頼電文を受信した者は速やかに日銀ネットにおいて確認依頼電文を送信し、同確認依頼電文を受信した者は当該受渡依頼電文の内容を確認のうえ、当事者間で速やかに対応することとする。
- ⑦ 決済順位については、フェイルの影響を最小化すると同時に、その後の決済の進捗度を高めるために大口決済を優先すべきものと考えられるが、大口決済を優先することで決済がすくむこともあり得るため、各当事者間で状況をよく把握して処理する。
- ⑧ 市場参加者は、当日中の決済を円滑に完了するため、極力正午までに当日分のすべての決済を終了させることが望ましい。

(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針

- ① 午前中に決済が終了しなかった取引分については、その内容を確認し、決済をすくませている相手方に連絡を行い、速やかに国債あるいは資金の受渡依頼電文を送信するよう依頼する。
- ② カットオフ・タイム近辺に決済がずれ込む場合、国債の渡し方は決済を円滑に行うため、できるだけ早い時刻にその旨を受け方に連絡するとともに、極力連絡なく国債受渡依頼電文を送信することのないよう留意する。
- ③ 市場参加者は、決済を円滑に終了するため適切なリバーサル・タイムの確保が必要であることを十分に認識し、カットオフ・タイムを遵守するものとする。

(注2) 平成22年6月現在、日銀ネット国債系の原則的な運行スケジュールに基づくリバーサル・タイムは午後2時から午後4時30分の間である。このうち、午後4時から午後4時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする。

(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針

- ① 市場参加者は、リバーサル・タイムを利用して当日のすべての決済を無事に終了するよう、当事者間で誠実に処理することとする。
- ② 市場参加者は、DVP 同時担保受払口の利用に当たり、日銀ネット国債系の稼働終了時刻までに同口における国債及び資金の残高をゼロにしなければならない。これに対応するため、リバーサル・タイムにおいては、日本銀行から送信される「銘柄別担保（同時受払）現在高・価額合計通知」を参考に、状況をよく把握して処理するよう留意する。

4. 預り口等の決済の円滑化

市場の決済リスクを軽減し、決済の円滑性を確保するため、預り口等の決済に関する対応について次の諸点に留意する。

(1) DVP 決済への移行

決済リスク削減の観点から、振決間接参加者（国債振替決済制度上の間接参加者、外国間接参加者及び顧客をいう。）及び日本銀行に当座預金口座を持たない日銀ネット国債系の振決直接参加者（国債振替決済制度上の参加者をいう。）についても、預り口 DVP (Delivery Versus Payment) 及び資金代行決済を効果的に活用して、DVP 決済に移行することが望ましい。

(2) 事務スキームの確認

預り口等の資金決済については、基本的に決済の依頼者とそれを受ける振決直接参加者との間で事務スキームを確認する必要がある。

当事者間で預り口等の資金決済について取決めを行う場合には、RTGS 化の流れを阻害することのないよう、また、一方の当事者が極端に不利にならないよう配慮することとする。

(3) 国債 DVP システムにおける記事欄の活用

- ① 預り口決済については、照会事務等への対応から決済の依頼者を特定するため、国債 DVP システムに設けられている記事欄（半角英数カナ 64 文字）を活用することとする^(注3)。

- ② 活用例は次のとおりとする。

- (イ) 金融機関は統一金融機関番号、証券会社は証券会社等標準コード、非居住者はスイフトの BIC コードを使用し、各コード（統一金融機関番号及び証券会社等標準コードは 4 桁の番号、BIC コードは支店コード 3 桁を除いた 8 桁の英字と数字の組み合わせ）の初めに、統一金融機関番号の場合は BA、証券会社等標準コードの場合は SC、非居住者の場合は NR (NON・RESIDENT の NR) の文字を追加して入力する。

(注3) 国債 DVP システムの記事欄は、DVP 決済に限らず FOP (Free of Payment) 決済に活用することも可能である。また、信託勘定の決済に当たり、当事者間の合意により II. 4. (3) の活用例等に準じて信託銀行が通知するファンド・コード等を活用することも可能である。

(ロ) 上記以外の間接参加者及び顧客に関しては、特定のコード・番号は使用せず、決済の当事者となる直接参加者同士の合意に基づいた方法により入力する。

(例) 当該間接参加者等の名称をカタカナで記事欄に入力する。

③ 入力フィールドは次のとおりとする。

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	...	64
入力項目	空欄	空欄	B	A	数	数	数	数	空欄	O	B	A	数	数	数	数	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	自由使用欄										
	空欄	空欄	B	N	R	英	英	英	英	英	英	英	英	英	英	空欄	空欄	空欄	空欄	O	N	R	英	英	英	英	英	英	英	英	英	自由使用欄	

国債受け方欄

国債渡し方欄

(イ) 左から 1～15 文字目を決済依頼者（国債受け方）欄、16～30 文字目を決済依頼者（国債渡し方）欄として使用する。

(ロ) 国債受け方を表す英字 B（BENEFICIARY の B）を 3 文字目、国債渡し方を表す英字 O（ORDER の O）を 18 文字目に表示し、続けて統一金融機関番号等、決済依頼者を特定するためのコードを表示する。（31 文字目からは、特に使用方法を定めず空欄としておくこと。）。

④ 自己勘定に係る決済を行う際は、自己口の記事欄に自己の金融機関コード等を入力しないこととする。

5. 決済円滑化に係る留意事項

- (1) 決済量が大量となる市場参加者においては、決済情報を自社のコンピュータで処理し、日銀ネットを通じ国債及び資金の残高を確認のうえ、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい（日銀ネットとの CPU 接続も有効な方策と考えられる。）。
- (2) 日本銀行では、国債決済の RTGS 化に伴う資金需要の増加に対応するため、日中流動性を供与するための DVP 同時担保受払機能を設けている。各市場参加者は同機能を活用するなどして資金不足による決済の遅れが発生しないよう対応することとする。
ただし、同機能を利用する際は、担保の掛け目分の資金（不足分）を事前に確保しておくことに留意する。
- (3) 市場参加者は、国債受渡依頼電文の送信に当たり、国債残高が不足をするような送信を行わないこととする。
- (4) 国債と資金が別に動く決済（FOP 決済）及び書面決済については、DVP 決済と比べ

て決済リスクが高いうえ、国債と資金の残高管理及び決済のタイミング等を総合的に判断して行うこととなるため、そのコントロールには相応の負荷が予想される。したがって、DVP 決済が可能な市場参加者については、できる限り DVP 決済を行うこととする。

Ⅲ. フェイルに関するガイドライン

1. フェイルの定義

国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことをいう。

2. フェイル解消の誠実努力義務

フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。

なお、フェイル発生時にフェイルした渡し方は、フェイルされた受け方よりフェイル発生の経緯説明を求められた場合は、経緯説明に努めなければならないものとする。

3. フェイルに関するガイドラインの前提

- (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含む。）が前提となることに留意する。
なお、DVP 決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含む。
- (2) フェイルに関するガイドラインの対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいう。以下同じ。）である。
- (3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、売買取引の空売りにあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、レポ取引にあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うものとする。
- (4) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。
- (5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。
- (6) 本ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。

4. フェイル・コストに関する考え方

- (1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担したり、受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子については予定されていた決済日までの経過利子しか受け取ることができない。
- (2) 一方、フェイルされた受け方は、予定された決済日から実際に債券を受領するまでの経過利子を受け取れるとともに、決済未了により滞留する手元資金を運用すること

ができる。

- (3) また、低金利下においては、上記(1)、(2)でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念もあることから、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいう。以下同じ。）を請求できる。
- (4) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。

5. フェイルチャージの取扱い

- (1) フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務については、別に定める「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」（以下「実務取扱指針」という。）により行うものとする。
- (2) 市場参加者は、全ての DVP 決済の取引について、フェイルチャージを請求することができる。
- (3) 市場参加者は、フェイルチャージを導入するに当たり、実務取扱指針に定める事前通知などの方法により、取引当事者間で事前の合意が成立している必要があることに留意する。
- (4) フェイルチャージの算出は、以下の方法により行うものとする（計算式における定義等は実務取扱指針参照）。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い

- (1) カットオフ・タイムにおいて国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。

なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、日銀ネット国債系稼働終了時刻までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。

- (2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者間で誠実に対応するものとする。

7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理

- (1) フェイル状態の解消前に利払いが行われた場合、受け方は本来受け取るべき利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は利金相当額を受け方に支払うこととする。
- (2) フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合、受け方は本来受け取るべき償還金及び利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額を受け方から受領することを条件として、償還金及び利金相当額を受け方に支払うこ

ととする。

なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとする。

IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン

1. 標準的なネットティング・スキーム

市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要があることに留意する^(注4)。

(1) ネットティングの形態

二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金ごとに差引計算し、それらの差引額について決済を行う形態とし、この差引額決済が完了しない限りは、当該ネットティングの対象となっている原約定の債権債務の関係がそのまま存続することとする（以下「バイラテラルのペイメント・ネットティング」という。）。

(2) 対象となる決済数量

同一銘柄・同一額面の国債に係る取引のネットティング（以下「ペアオフ」という。）を対象とする。

(3) 対象となる決済方法

DVP 決済の取引を対象とする。

(4) 対象となる取引の約定照合時限

受渡日を基準とし、受渡日前営業日の約定照合時限の目安（午後 3 時 30 分から午後 3 時 45 分）までに約定照合が完了した^(注5) 取引を対象とする。

(5) 対象となる取引種別

売買（条件付売買を含む。）取引同士及び現金担保付貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする^(注6)。

(6) 対象となる国債の保有形態

振替国債を対象とする。

(7) 対象となる口座

取引口座単位に行うものとし、異なる取引口座間におけるネットティングは行わない。

(8) ペア付けの方法

受渡金額をキーとして、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。

なお、同一受渡金額の取引が存在する場合の取扱いは、取引当事者間で確認することで対応する。

(注4) 本取扱いの取りまとめに当たっては、その日本法上の有効性を弁護士に確認している。

(注5) ㈱証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。

(注6) 条件付売買取引はスタート取引及びエンド取引、現金担保付貸借取引は貸出及び返済を対象とする。

(9) 受渡金額が同額である場合のネットィング効力の発生時限

ネットィング対象取引双方の受渡金額が同額であり、ネットィングの結果、実際に資金の受払いが生じなかった場合には、決済日当日における日銀ネットの決済開始時刻である午前9時をもってネットィングの効力が発生することとする。

(10) 資金決済口座の指定

原則として、日本銀行当座預金口座を指定する。

2. 標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング

- (1) 市場全体としての決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減の観点から、当事者間の合意がある場合には、上記1. に示す「標準的なネットィング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットィング」を前提としたうえで、上記1. の(2)及び(8)の項目を変更した、同一銘柄・異額面の国債に係る取引のネットィング（以下「異額面のペイメント・ネットィング」という。）を「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として行うことができる。

ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記1. の(3)～(7)、(9)及び(10)の項目は、標準的なネットィング・スキームに基づいて行うこととする。

- (2) (1)に基づいて、異額面のペイメント・ネットィングを行う場合には、「1対1の異額面のペイメント・ネットィング」又は「集約方式の異額面のペイメント・ネットィング」のいずれの方法を選択するか当事者間で合意したうえで、上記1. の(8)の項目によらず、以下の取扱いを行う。

① 1対1の異額面のペイメント・ネットィング

1対1の異額面のペイメント・ネットィングを行う場合のペア付けは、標準的なネットィング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、次の手順により行う。

- (イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順にペア付けを行う。
- (ロ) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。
- (ハ) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順にペア付けを行う。
- (ニ) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。

② 集約方式の異額面のペイメント・ネットィング

集約方式の異額面のペイメント・ネットィングとは、標準的なネットィング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、同一銘柄における決済総額を算出し、その差引額を決済する方式の異額面のペイメント・ネットィングをいう。

集約方式の異額面のペイメント・ネットィングは、次の手順により行う。

- (イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、銘柄ごとに、国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額を算出する^(注7)。
 - (ロ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか大きい方を構成する全ての取引を次の手順に従って順位付けする。
 - (a) 額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順位付けする。
 - (b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順位付けする。
 - (c) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順位付けする。
 - (d) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。
 - (ハ) (ロ)における順位付けの高い取引から、(イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額を超えるまで、取引の額面金額を集計する。
 - (ニ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方を構成する全ての取引と、(ハ)で額面金額を集計した取引を対象に異額面のペイメント・ネットィングを行う。
 - (ホ) (ニ)において、異額面のペイメント・ネットィングの対象外とされた取引は、グロス決済とする。
- (3) 市場全体としての決済量圧縮の観点から、各市場参加者のネットィング導入を一層容易にするため、上記1. に示す「標準的なネットィング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットィング」における「ペアオフ」を前提としたうえで、上記1. の(3)～(5)の項目を当事者間の合意によって変更したネットィングを「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として行うことも可能とする^(注8)。
- ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記1. の(6)～(10)の項目は、標準的なネットィング・スキームに基づいて行うこととする。
- (4) 「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」における法的有効性については、標準的なネットィング・スキームと同様である。

3. 事務手続き

- (1) ペア付け及び順位付けの指図

当事者間の合意に基づき、その都度連絡は行わず、ペアオフや異額面のペイメント・ネットィングのペア付け及び順位付けをすることとする。

- (2) ネットィングの照合通知

受渡日前営業日の午後 4 時までには両当事者で合意したネットィング対象取引を照

(注7) 引渡総額及び受取総額は、額面金額で算出する。

(注8) 例えば、FOP 決済のペアオフ、無担保の債券貸借取引同士のペアオフ等がある。

合通知に記載し、相互に同通知を送付する。照合通知については、「相対ネットイン
グ照合等の実務に関する取扱指針」で定める様式を利用するものとする。

(3) ネットインクの照合時限

受渡日前営業日の午後5時までに照合を完了する。

(4) 照合通知の送付方法

当事者間の合意に基づく方法を利用する^(注9)。

(5) 照合通知の確認方法

取引先間相互に行うこととする。

(6) 異議の通知

内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の午後5時までに最終的に正しい照
合通知を送付することにより、照合を完了させることとする。

(7) 照合部署

原則として、バックオフィス・セクションで行うこととする。

ただし、各市場参加者において、個別の事情に応じて別途の照合部署を指定し、
取引相手先に通知を行うことも可能とする。

4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係

市場参加者は、任意に事前確認書（参考様式1参照）及び事前通知書（参考様式2参
照）を取り交わすこととするが、これらの書面を取り交わすことにより、容易に「標準
的なネットインク・スキーム」及び「標準的なネットインク・スキームに準じたネット
インク」を行う際の合意内容、資金決済口座及び担当者名等を確認できる。

事前に当事者間の合意により事前確認書及び事前通知書を取り交わす場合は、次の点
に留意して対応する必要がある。

(1) 事前確認書及び事前通知書は相互に通知し合うことを基本とし、事前に確認した内
容と通知された事前確認書及び事前通知書に相違がある場合は、当事者間で再度確
認する。

(2) 事前確認書及び事前通知書並びに照合通知書上に「日本証券業協会の『国債の即時
グロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットインクに関する
ガイドライン』に基づいたネットインク」と明記していることから、これらの書面
のいずれを用いても「標準的なネットインク・スキーム」及び「標準的なネットイン
ク・スキームに準じたネットインク」の合意を容易に確認することができる。

なお、照合通知を電子的に送付する場合には、「日本証券業協会の『国債の即時グ
ロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットインクに関する
ガイドライン』に基づいたネットインク」である旨を当該照合通知上に記載すること
が実務上困難であることも考えられるため、事前に事前確認書及び事前通知書を取り

(注9) 具体的な送付方法の例については、「相対ネットインク照合等の実務に関する取扱指針」を参照。

交わすことにより、照合通知の送付方法や同旨の確認を行うことが適当と考えられる。また、照合通知に押印することは実務上困難であり、記名押印によって合意形成の確認を望む市場参加者にとっては、事前確認書及び事前通知書により確認を行うことが適当と考えられる。

- (3) 事前確認書及び事前通知書を取り交わした場合、同書で確認したネットティングの内容と照合通知に記載される取引の内容に齟齬が生じることも想定される。その場合の事前確認書と照合通知の関係については、まず当事者間で直前に確認した結果である照合通知の内容が優先するが、当事者間で照合通知に記載された内容に合意できない場合は、事前確認書の内容にしたがって処理することとする。

5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて

市場参加者間において、「標準的なネットティング・スキーム」によるネットティング及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」によらず、決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減が期待できる「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティング^(注 10)を行う旨を合意することも考えられるが、こうしたネットティングの取扱いを行うに当たっては、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) ネットティングに関しては、差引額相当の国債又は資金の決済について、国債のフェイル又は資金の決済未了が生じる場合も想定する必要がある、国債のフェイル又は資金決済の未了時にどの取引分が対象となるか選別し、どのように対応を行うかといった実務的な点も考慮しなければならない。
- (2) 市場参加者間でネットティング・スキームを取り決めるに当たっては、事務効率だけではなく、RTGS 化の本来の趣旨の1つである決済リスクの削減も十分考慮しなければならない。
- (3) 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングを行うに当たっては、取り決めたネットティング・スキームの法的有効性を当事者間で正確に認識して行う必要がある。

以 上

^(注 10) 例えば、オブリゲーション・ネットティング（当事者間において履行期を同じくする複数の債権と債務が発生する場合に、新たな債権が発生する都度、履行期の到来を待つことなく債権と債務の差引きを行い、その履行期に履行すべき債権を一本化して決済する方式）がある。

(注)	平 1 2.	8. 2 9	制定
	平 1 2. 1 2.	2 6	改正
	平 1 3.	1. 4	施行
	平 1 4.	5. 1 6	改正
	平 1 4.	6. 1 0	施行
	平 1 5. 1 1.	1 4	改正
	平 1 6.	1. 1 9	施行
	平 2 2.	6. 1 1	改正
	平 2 2. 1 1.	1	施行
	平 2 3.	6. 9	改正
	平 2 4.	4. 2 3	施行

YYYY年MM月DD日

XXXXXXXXXX 御中

会社名	XXXX
部署名	XXXX
責任者名	XXXX (印)
連絡先	XXXX

国債のネットィングに係る事前確認書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「IV. ニ当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットィングについて、下記の事項を確認するために本確認書を御送付致します。

記

1. ネットィングの概要

ネットィングの方法	ガイドラインのIV. 1. で定める標準的なネットィング・スキーム及び事務手続きにより行うネットィング		
	ガイドラインのIV. 2. (1) 及び(2) で定める標準的なネットィング・スキームに準じた異額面のペイメント・ネットィング	1対1の異額面のペイメント・ネットィング	
		集約方式の異額面のペイメント・ネットィング	
	ガイドラインのIV. 2. (3) で定める標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング		

2. ガイドラインのIV. 2. (3) で定めるネットィングにおける確認事項

(ガイドラインのIV. 2. (3) で定めるネットィングを行わない場合には記載不要)

対象となる決済方法	DVP取引同士の決済のみ	
	FOP取引同士の決済のみ	
	DVP取引同士間、FOP取引同士間及びDVP取引、FOP取引の相互間の決済	
対象となる取引種別	売買(含条件付売買)取引同士、現金担保付貸借取引同士、及び売買(含条件付売買)取引・現金担保付貸借取引の相互間	
	売買(含条件付売買)取引同士間のみ	
	現金担保付貸借取引同士間のみ	
	その他(例. 無担保貸借取引同士間)	
対象となる取引の約定照合時限	受渡日前営業日の約定照合時限の目安(午後3時30分から午後3時45分)までに約定照合が完了した取引	
	受渡日〇〇〇(〇時)までの約定照合完了分	
※当該約定照合時限の変更に伴い合意した時限を併記		
ネットィングの通知・取消時限 受渡日〇〇〇(〇時)まで		
ネットィングの照合時限 受渡日〇〇〇(〇時)まで		
異議等の連絡時限 受渡日〇〇〇(〇時)まで		

3. 対象となる口座等

別途、当社から指定した場合を除き、当社口座のすべてを上記確認事項に基づきネットィングする	
以下にあげる口座等	

4. 照合通知の送付方法

--

5. その他補足・追記事項(ネットィング照合通知データに関する依頼事項等)

--

YYYY年MM月DD日

XXXXXXXXXX 御中

会社名	XXXX
部署名	XXXX
責任者名	XXXX (印)
連絡先	XXXX

国債のネットィングに係る事前通知書兼変更連絡書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「IV. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットィングについて、下記の事項（新規・変更）を事前に御連絡致します。

（変更連絡書として使用する場合は、変更を行う項目の番号に○印を付ける。）

記

1. 資金決済口座

日銀資金決済口座	
1 金融機関名（漢字）	
2 口座名称	
3 口座番号	

対象口座により決済口座が異なる場合には、対象となる口座を別途、補足事項欄に記載する。

2. 責任者・担当者および連絡先

1 担当部署名	
2 責任者	
3 担当者	
4 TEL (1)	
5 FAX (1)	
6 TEL (2)	
7 FAX (2)	

3. 補足事項欄

適宜、利用

<記入例>日銀当座を原則とし、市中銀行口座は補足事項欄に表記する。Webサービス利用等電子データ授受の時は必要事項等を補足事項欄に記載する。

(資料8)

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」、
「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」及び
「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」
に基づく決済についてのQ&A

平成24年4月23日版

日 本 証 券 業 協 会

目 次

はじめに	1
Q 1 : 決済金額の小口化とはどういうことですか。	3
Q 2 : なぜ、決済金額の小口化が必要なのですか。	3
Q 3 : カットオフ・タイムとはどういうものですか。	4
Q 4 : なぜ、カットオフ・タイムが必要なのですか。	4
Q 5 : リバーサル・タイムとはどういうものですか。	5
Q 6 : なぜ、カットオフ・タイムの見直しを行ったのですか。	5
Q 7 : 日銀ネット国債DVPシステムの記事欄を活用する際に留意する点は何ですか。	6
Q 8 : フェイルとはどういうことですか。	7
Q 9 : フェイル慣行を適用するための前提は何ですか。	7
Q 10 : フェイル慣行を遵守すべき者は誰ですか。	8
Q 11 : なぜ、フェイル慣行が必要なのですか。	8
Q 12 : なぜ、フェイルチャージを導入したのですか。	9
Q 13 : なぜ、非DVP決済の決済未了に関する市場慣行を策定しないのですか。	10
Q 14 : RTGSにもかかわらず、なぜネットティング慣行を策定したのですか。...	11
Q 15 : 平成24年4月に、「IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」の改正が実施された趣旨はどこにありますか。	11

- Q 1 6 : 相対ネットィング照合を行う場合には、照合通知データを当事者間で電子的に授受する必要がありますか。 …………… 1 2
- Q 1 7 : 「相対ネットィング照合等の実務に関する取扱指針」の3. では、照合通知データの電子的な授受の方法の例として、Webサービスまたは電子メールが挙げられています。Webサービスまたは電子メールを利用して照合通知データを電子的に授受する際に留意する点は何ですか。 …………… 1 3
- Q 1 8 : Webサービスはどのようなものを想定していますか。 …………… 1 4
- Q 1 9 : 市場参加者は、異額面のペイメント・ネットィングを行う必要がありますか。 …………… 1 4
- Q 2 0 : 集約方式の異額面のペイメント・ネットィングのやり方を示してください。 …………… 1 5
- Q 2 1 : 異額面のペイメント・ネットィングを行った場合の決済日に留意する点は何ですか。 …………… 1 5
- Q 2 2 : 集約方式の異額面のペイメント・ネットィングを行った場合に、国債のネットィング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、どのように対応すればよいですか。 …………… 1 5
- Q 2 3 : 電子化推進の観点では、照合通知だけでなく、受渡日前日の決済金額照合など幅広い電子化推進が必要ではないですか。 …………… 1 6
- Q 2 4 : フェイルチャージの導入にあたって、事前通知の送付が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。契約の締結や取引相手方の署名・捺印は必要ですか。 …………… 1 6
- Q 2 5 : フェイルチャージの導入方法を教えてください。事前通知雛型における確認日、基準日、適用開始日とはどういうものですか。 …………… 1 7
- Q 2 6 : フェイルチャージの導入にあたって、個別取引明細書等における通知が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。個別取引明細書等における通知を省略することは可能ですか。 …………… 1 8
- Q 2 7 : フェイルチャージの計算方法を教えてください。 …………… 1 8
- Q 2 8 : フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」とされている日本銀行の金融政策運営における政策金利は、何を参照すればよいですか。 …………… 1 9

- Q 2 9 : フェイル期間中に「参照レート」が変更された場合は、どのように計算するの
ですか。フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」は、日本銀行の金融政
策運営における政策金利とされていますが、政策金利そのものが別のものに変更さ
れた場合（例えば、当座預金残高が目標とされた場合など）は、どのように計算す
るのですか。 1 9
- Q 3 0 : フェイルチャージの計算方法にある「受渡金額」には、債券貸借取引における
貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額等は含まれますか。
..... 1 9
- Q 3 1 : フェイルチャージを請求する際、どのような項目を記載する必要がありますか。
..... 2 0
- Q 3 2 : フェイルチャージの請求者・支払者は誰ですか。 2 0
- Q 3 3 : フェイルが連鎖している場合やループの際は、どのように取扱えばよいですか。
..... 2 1
- Q 3 4 : 5万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略できるとありますが、これ
は月間合計での受払い金額についてですか、それとも取引毎のフェイルチャージ金
額についてですか。 2 1
- Q 3 5 : 請求したフェイルチャージが期限までに支払われなかった場合は、どのよう
にすればよいですか。 2 2
- Q 3 6 : J G B C Cで清算される取引については、フェイル慣行の適用やフェイルチャ
ージの取扱いをどのようにすればよいですか。 2 2
- Q 3 7 : 国債以外の一般債等について、フェイルチャージは適用されますか。 2 2
- Q 3 8 : 取扱指針以外の取扱いを行うことは可能ですか。 2 3
- Q 3 9 : 税務・会計上、フェイルチャージはどのように取扱えばよいですか。 2 3

はじめに

金融取引の急拡大とグローバル化を背景として、各国で決済システムに係るリスク対策の必要性が急速な高まりをみせており、特に証券決済システムに係る決済リスク対策は喫緊の課題となっております。我が国でも平成13年1月4日から日本銀行は日銀ネット国債系システムを即時グロス決済（以下「RTGS」といいます。）に移行させ、グローバル・スタンダードに沿った決済システムとして、円滑かつ迅速な資金・国債の受渡しの履行を可能としました。RTGS化により、日銀ネット上での国債決済において不履行が発生した際のシステム・リスクが削減されるとともに、即時の決済ファイナリティが実現しました。市場参加者にとってはリアルタイムで取引先の決済リスクを管理できるインフラが整備され、国債市場における決済の安定性が向上しました。

この間、本協会では、市場参加者が日銀ネットにおける諸規程を前提に資金・国債の調達負担を軽減し、国債取引に係る決済処理手続きを円滑かつ安定的に行うために遵守すべき市場慣行等を策定すべく、証券会社、銀行、信託銀行、系統上部金融機関及び生命保険会社の各業態からメンバーを選出した「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を行い、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を取りまとめ、証券会社等関係者へ提供いたしました。

また、平成21年5月には、前年に起こった世界的な金融危機を踏まえ、本協会公社債委員会の下部機関として、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置しました。同ワーキング・グループでは、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱うDVP決済の範囲の見直しも含む検討を行い、平成22年4月に最終報告書を公表しました。これを踏まえ、本協会では、平成22年6月にガイドラインの改正を行い、同年11月1日から実施しました。

平成21年9月には、本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置しました。国債取引の決済リスクの軽減を図る観点から、決済期間の短縮に関する検討を行い、平成22年12月に中間報告書を公表したほか、平成23年3月には、国債の売買（アウトライト）取引における標準的な決済期間をT+3（原則として売買約定日から起算して4営業日目の日に受渡し・決済を行うこと）からT+2に短縮すること（以下「アウトライトT+2化」といいます。）に伴う、相対ネットティング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットティングの取扱いを取りまとめました。これを踏まえ、本協会では、平成23年6月に、ガイドラインの「Ⅳ. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」について改正を行い、平成24年4月23日から実施しました。

このガイドラインに対する市場参加者の皆様の質問には適宜回答を行ってきており

ますが、ガイドラインの策定や改正の背景、規定の内容等を一層的確に説明することが、円滑かつ安定した決済を行うための一助となると考え、Q & Aを作成しました。

なお、平成22年6月のガイドラインの見直しにおいて、新たにフェイルチャージを導入するにあたって、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」を新設したほか、カットオフ・タイムやフェイル慣行を適用するための前提の見直しを行っています。また、平成23年6月には、相対ネットィング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットィングに関する実務の取扱いを定めた「相対ネットィング照合等の実務に関する取扱指針」を新設しています。これに伴いQ & A項目の大幅な見直しを行いました。

本協会といたしましては、市場参加者の皆様より実務的な観点から寄せられるご意見等に基づき、RTGSに関する市場慣行を今後とも適宜見直すことといたしたいと存じます。

Q 1 : 決済金額の小口化とはどういうことですか。

A : 決済金額の小口化とは、国債の取引を日銀ネット上で決済する際に1件当たりの上限額面を50億円とする市場慣行です。ただし、額面50億円を超える国債取引を何ら制約するものではありません。

額面50億円超の取引の小口化に当たっては、約定金額と小口化後の日銀ネットにおける決済金額が一致するよう、約定伝票の処理の段階から額面50億円を上限に小口化することとしております。

(ガイドラインⅡ. 1. 「決済金額の小口化」参照)

Q 2 : なぜ、決済金額の小口化が必要なのですか。

A : 従来の時点決済と異なり、RTGSでは国債取引が一本一本グロスで決済されるため、取引が連鎖しているケースでは国債と資金の残高を確保しながら順を追って決済していくこととなります。このため、大きなロットの取引では、資金・国債の残高手当てに時間を要し、決済が遅延する恐れがあるほか、日中未決済残高が大きく積み上がる可能性があります。

決済金額の小口化は、1件当たりの決済に必要な資金・国債残高を削減することから、日中の一時的な資金もしくは国債の残高不足によって決済が滞る「すくみ」の解消に非常に有効であると考えられます。さらに、決済金額の小口化はネットィングを容易にする効果もあります。

市場参加者の利便性や実務的な観点から、日本銀行との一部の決済を例外としておりますが、国債のように連鎖の多い取引では、広範な市場参加者が本慣行を遵守することにより、はじめて決済処理の標準化、システム化の進展が図れます。

事務負担等軽減のため、小口化の慣行の例外としたいケースもあると思われませんが、上記の趣旨から決済金額小口化の慣行を遵守されますよう、市場参加者の皆様のご理解をお願いいたします。

Q3：カットオフ・タイムとはどのようなものですか。

A： カットオフ・タイムとは、一日の決済の終了を視野に入れ、フェイル等の認識を行うため市場参加者間で策定した「日銀ネット国債系稼働終了時刻の前に設けた決済の締切時刻」です。

ガイドラインではカットオフ・タイムを午後2時と定めており、市場参加者はカットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとしております。

カットオフ・タイムにおいて、国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととします。

なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債受渡依頼電文の送付が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとします。

(ガイドラインⅡ. 2. 「カットオフ・タイム等の設定」、
同Ⅲ. 6. 「カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い」参照)

Q4：なぜ、カットオフ・タイムが必要なのですか。

A： RTGSでは国債を決済する順序次第で連鎖の状況や未決済残の内容が変化するとともに、「すくみ」等が原因で当日中に決済を完了できないケースも生じます。

このため、当日の決済結果如何により、渡し方から国債を受け取れない場合に受け方が余剰資金を運用したり、市場参加者が日本銀行から受けた日中与信の残高を調整しながら、国債と資金の最終残高を確定するための時間の確保が必要となります。

このような点を踏まえて、市場参加者全員が毎日の決済を円滑に終了するためには、市場参加者間で決済処理完了の目途となるとともに取引当事者間でフェイル状況を認識するための決済締切時刻を設定する必要があるとの結論に至り、カットオフ・タイムを策定いたしました。

カットオフ・タイムが有効に機能するか否かにより当日の市場における決済の進捗度や円滑性に大きな影響が及びますので、市場参加者の皆様に同慣行の遵守についてご理解いただきたいと存じます。

なお、カットオフ・タイムは日本国債と同様にRTGSで決済している米国国債市場でも導入されている市場慣行です。

(ガイドラインⅡ. 3. 「決済日における市場参加者の行動指針」参照)

Q5：リバーサル・タイムとはどのようなものですか。

A： リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム以前の時点において取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、フェイルが確定した場合の資金や国債の運用、決済の内容に過誤があった場合の訂正等、当日の決済を終了するための作業を行う時間です。一日の決済処理を円滑に終了するため、リバーサル・タイムの有効利用が非常に重要となります。

ガイドラインではリバーサル・タイムを各営業日におけるカットオフ・タイムから日銀ネット国債系稼働終了時刻までの間と定めております。

ただし、決済を円滑に終了させる観点から、日銀ネット国債系の稼働終了時刻の30分前から稼働終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとしします。

また、ガイドラインでは、リバーサル・タイムを利用して当日の決済すべてが無事に終了するよう当事者間で誠実に対応するよう規定しております。

(ガイドラインⅡ. 2. 「カットオフ・タイム等の設定」、
同3. 「決済日における市場参加者の行動指針」参照)

Q6：なぜ、カットオフ・タイムの見直しを行ったのですか。

A： 平成22年6月のガイドラインの見直しでは、カットオフ・タイムについて、市場参加者がフェイルを前提とした事務処理体制を整備し、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から検討が行われました。この結果、特にこれまでフェイルを受けることがなかった先におけるフェイル確定後の事務処理や余剰資金の運用に配慮し、従来の午後3時30分から午後2時に前倒しすることとなりました。

また、日銀ネット国債系の稼働終了時刻が延長になった場合、従来はカットオフ・タイムも合わせて延長する扱いとしていましたが、この場合にもカットオフ・タイムの延長は行わず、午後2時に固定することとしています。

ただし、緊急時において、公社債市場BCPの枠組みにより、日銀ネット国債系の稼働終了時刻の延長が行われた場合には、カットオフ・タイムについても延長などの市場慣行の変更推奨が行われる場合があります。

	見直し後のガイドライン (平成 22 年 11 月 1 日以降)	見直し前のガイドライン (平成 22 年 10 月 31 日以前)
午後 2 時	2 時 カットオフ・タイム	
3 時	2 時～4 時 30 分 ^(注) リバーサル・タイム	3 時 30 分 カットオフ・タイム
4 時		3 時 30 分～4 時 30 分 リバーサル・タイム
4 時 30 分	日銀ネット国債系終了	日銀ネット国債系終了

(注) 日銀ネット国債系の稼働終了時刻(午後 4 時 30 分)は、原則的な運行スケジュールによる場合(平成 22 年 6 月現在)。

(ガイドラインⅡ. 2. 「カットオフ・タイム等の設定」参照)

Q 7 : 日銀ネット国債DVPシステムの記事欄を活用する際に留意する点は何ですか。

A : 市場参加者相互間のシステム処理を円滑に行う観点から、ガイドラインで定めている入力フィールドの 1 桁目から 30 桁目までの活用方法を厳守いただきたいと存じます。

同慣行は、預り口等の決済を正確かつ迅速に処理するためには日銀ネット国債DVPシステムに設けられた記事欄の活用方法等の標準化が有効であるとの考え方により、導入されたものです。

また、現状でも取引当事者間において 31 桁目以降の自由使用欄を有効に活用されているケースが多々あると伺っておりますが、自由使用欄の活用にあたっては相手方のシステム処理方法等を確認のうえ双方合意の下に活用されますようご留意願います。

(ガイドラインⅡ. 4. 「預り口等の決済の円滑化」参照)

Q 8 : フェイルとはどういうことですか。

A : フェイルとは、国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことです。

(ガイドラインⅢ. 1. 「フェイルの定義」参照)

Q 9 : フェイル慣行を適用するための前提は何ですか。

A : ガイドラインで定めるフェイル慣行適用の前提は次のとおりです。

- (1) DVP決済(取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。)の取引であること(注)
- (2) 売買取引及びレポ取引(条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいいます。)であること
- (3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うこと
- (4) フェイルの発生をもって当該取引の解除権を行使しないこと
- (5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は認めないこと
- (6) ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了は当事者間で対応すること

(注) DVP決済の範囲については、平成22年6月のガイドラインの見直しにおいて、平成13年のガイドライン策定後の国債決済に係るオフショア円決済などの国際的な動向や、米国における先行事例などを参考にしつつ、検討が行われた結果、全てのDVP決済を対象とすることとされました。すなわち、従来の国債と資金を同時に決済する日銀ネットにおけるDVP決済に加え、取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合をDVP決済の範囲に含むこととしています。なお、DVP決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含みます。

(ガイドラインⅢ. 3. 「フェイルに関するガイドラインの前提」参照)

Q10：フェイル慣行を遵守すべき者は誰ですか。

A： ガイドラインで定めるフェイル慣行については、日本国債に係る売買取引及びレポ取引（条件付売買取引及び貸借取引）を行う全ての市場参加者が遵守することが期待されています。

（ガイドラインⅠ. 1. 「目的」、同Ⅲ. 3. 「フェイルに関するガイドラインの前提」参照）

Q11：なぜ、フェイル慣行が必要なのですか。

A： フェイル慣行は、ご存知のように海外主要市場ではすでに確立し、各市場参加者に受け入れられております。これは、RTGSシステムの下では、取引の拡大や決済の円滑化、効率化のためにフェイルを許容することが必要であることから、「頻発は避けるべきであるが発生自体は忌避するべきではない」という認識が定着しているためです。

フェイル慣行は時点決済が中心であった我が国債券市場にはシステミック・リスクの観点から導入されず、したがってこれを認める文化もありませんでしたが、ご存知のように平成13年1月4日をもって日銀ネットがRTGS化され、これらの状況が変化しました。

国債のRTGSでは、決済事務の増大や取引の連鎖による決済の遅延、ループ取引の発生などが避けられず、ある程度のフェイルは発生せざるを得ません。そこで、フェイル慣行のもつ経済合理性や効果、グローバル・スタンダード等を勘案した結果、活発な国債取引のさらなる拡大と決済の円滑化、効率化の確保を図るため、我が国でもフェイル慣行の導入は不可欠であるとの結論に至り、国債市場に導入いたしました（注1）。

我が国においてもフェイル慣行の一層の定着を図るためには、各市場参加者がフェイルの発生はやむを得ないという認識を共有し、前向きにフェイル慣行を受け入れることが必要です。

一方で、フェイル慣行を悪用する意図的なフェイルやフェイルの頻発は決済リスクを増大させるとともに円滑な取引や決済を阻害する要因になるので、今後も抑制するよう適切に対応していきたいと存じます（注2）。

また、フェイル慣行の定着に当たり、フェイル発生時に速やかに帳簿処理するシ

システムや会計処理方法の確立が必要であり、本協会としては明示すべき事項を整備しております。今後も必要に応じて適切に対応していきたいと存じます。

(注1) 日本銀行は平成13年5月29日に「国債市場の流動性と金融調節の透明性を向上するための施策」を公表し、同行とのオペ取引等の決済未了に関するルールを明確化しております。

(注2) 本協会では取引当事者間で解消できない長期的なフェイルを解消する規則として「債券のフェイルの解消に関する規則」を制定しております。また、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等」では、DVP決済でのフェイルに係る取引先リスクウェイトを4日以下は0%とし、その後期間に応じ段階的に増加する旨を規定しており、金融商品取引業者等にフェイルの早期解消を促す効果のある内容となっております。

Q12：なぜ、フェイルチャージを導入したのですか。

A： フェイルが発生した場合、フェイルの解消時には当事者間で原約定の約定金額(原約定の元本金額と経過利子)を授受することとしており、当事者間で次のような経済的な効果が生じます。

(1) フェイルした国債の渡し方に生じる経済的デメリット

フェイルした国債の渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担するか、もしくは受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子は予定されていた決済日までの額しか受け取ることができない。

(2) フェイルされた受け方に生じる経済的メリット

フェイルされた国債の受け方は、当初予定されていた決済日から実際に債券を受領する日までの経過利子相当額を受け取れるとともに、フェイルにより滞留する手元資金の運用益を享受することができる。

このような経済的な効果は、フェイルの発生を抑制するとともにフェイルを解消するインセンティブとなりうるとの結論に至り、フェイルした先には特別の罰則を課さず、遅延損害金等の授受を行わないこととしております。

しかしながら、低金利下においては、上記でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの頻発といった事態が発生する懸念があります。

このため、従来のフェイル慣行では、低金利下における暫定的な取扱いとして、当分の間、フェイルされた国債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている国債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとしていましたが、具体的な費用の請求についての規定はありませんでした。

平成22年6月のガイドラインの見直しでは、フェイル慣行の更なる定着を図るにあたって、低金利下におけるフェイルの頻発といった事態を予防又は抑制する観点から、検討が行われました。この結果、暫定的な取扱いに代わるものとして新たにフェイルチャージを導入し、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいいます。）を請求できることとしました。フェイルチャージが導入されることにより、低金利下においても、フェイル発生を抑制する経済合理性が有効に機能すると考えられます。

（ガイドラインⅢ. 4. 「フェイル・コストに関する考え方」参照）

Q13：なぜ、非DVP決済の決済未了に関する市場慣行を策定しないのですか。

A： 国債取引の決済形態には、DVP決済の他にもFOP決済、現物債授受による決済、保護預りによる決済があり、決済指示の発出方法にも日銀ネットへのオンライン入力によるものや、振替指図書等の書面によるものがあります。したがって、種々の事情により理論的には多様な形態の決済未了が発生し得ます。

本協会では、そのうちのDVP決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提にフェイル慣行を定めております。これは、フェイルの発生を抑制する経済合理性が機能するためには、国債と資金が同一日中に決済されることが前提となるためです（Q8、Q9、Q12参照）。

これに対し、非DVP決済では、国債と資金の決済タイミングが必ずしも同一日中ではないため、フェイルの発生を抑制する経済合理性が機能しない場合が考えられ、また、決済未了になる状態も多様なことから、非DVP決済の決済未了は状況に応じて取引当事者間で対応することが現実的であるとの結論に至り、市場慣行を策定しないこととしました（注）。

（注）金融商品取引業を営む者が決済未了をフェイル慣行に沿って処理する場合、顧客の証券又は金銭等に係る分別管理義務の有無に留意して取り扱う必要がありますので、ご注意ください。

Q14：RTGSにもかかわらず、なぜネットィング慣行を策定したのですか。

A： 国債取引のRTGSのメリットは、一取引ごとに国債と資金を即時に決済する方式のためシステミック・リスクを回避することができることですが、反面、決済に必要とする国債と資金の量が従来的一般処理に比し増大することになります。

このため、市場参加者間で決済量の圧縮など事務効率の向上、資金負担の削減を意図して、二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡し債務と資金支払い債務が相対立して存在する場合には相殺し、差引額（以下「ネットィング尻」といいます。）決済を行うことを市場慣行化したものです。

ただし、RTGSの本来の趣旨である決済リスクの削減に配慮し、ネットィング尻の決済が完了しない限り、ネットィング対象の個々の取引における債権債務の関係がそのまま存続することになります（こうしたネットィングを、バイラテラルのペイメント・ネットィングといいます。）。

また、投資家を含めた幅広い市場参加者を対象に慣行を定着させるため、同一銘柄、同一額面の国債のネットィング（以下「ペアオフ」といいます。）を標準的なネットィング・スキームとしております。

市場の決済円滑化の観点から、上記の点にご留意のうえ、多くの市場参加者の皆様が幅広くネットィング慣行を活用されますようお願いいたします。

なお、これまで我が国には証券に関するネットィング慣行が存在せず、既存の法律に明文規定が存在しませんので、本協会では法律事務所の「ネットィングに関する意見書」を協会員通知することにより慣行の定着を図っております。

（ガイドラインⅣ. 1. 「標準的なネットィング・スキーム」参照）

Q15：平成24年4月に、「Ⅳ. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」の改正が実施された趣旨はどこにありますか。

A： 平成24年4月23日より、アウトライトT+2化が実施されます。その際には、「Ⅳ. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」で規定されている「バイラテラルのペイメント・ネットィング」（以下「相対ネットィング」といいます。）の照合通知の送付時限が4時間繰下げられるほか、相対ネットィングの照合時限が2時間繰下げられます。したがって、照合通知を受領した後、相対ネットィング照合を完了させるまでの時間が、従来の3時間から1時間に短縮されること

となります。

	アウトライイトT+2化実施後 (平成24年4月23日以降)	改正前のガイドライン (平成24年4月22日以前)
照合通知の送付時限	受渡日前営業日の午後4時	受渡日前営業日の正午
ネットティングの照合時限	受渡日前営業日の午後5時	受渡日前営業日の午後3時

このため、短時間で相対ネットティング照合を完了させる観点から、相対ネットティング照合事務の標準化や電子化を進めることとなりました。具体的には、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討では、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」において、標準化した照合通知データフォーマットや照合通知データの電子的な授受の方法を定めるとともに、「異額面のペイメント・ネットティング」を「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」と位置付けたうえで、その実施方法を定めることが適当とされました。

なお、決済代行（銀行等が、取引を執行した顧客からの指図に基づき資金・債券の受渡を代理で行う決済形態）については、事務フローが市場参加者により区々となっているため、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」を参考にしつつ、受託者と委託者の間で個別に事務フローの見直し等を図ることが考えられます。また、必要に応じて、取引の相手方との間でも事務フローを事前に確認することが適当と考えられます。

(ガイドラインⅣ. 3. 「事務手続き」、相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針1. (3) 「相対ネットティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットティングの要否」参照)

Q16：相対ネットティング照合を行う場合には、照合通知データを当事者間で電子的に授受する必要がありますか。

A： Q15に記載のとおり、アウトライイトT+2化実施後は、照合通知を受領した後、相対ネットティング照合を完了させるまでの時間が、従来の3時間から1時間に短縮されます。このため、相対ネットティング照合事務の標準化や電子化を進めることとなりました。

したがって、国債の売買取引（条件付売買取引を含みます。）及び現金担保付貸借取引（以下「対象取引」といいます。）を活発に行う市場参加者は、短時間で相対ネットティング照合を完了させる観点から、標準化された照合通知データフォーマットを用いて、電子的に照合通知データの授受を行うことが期待されます。ただし、

対象取引の取引量が少ないことなどから、照合通知データを電子的に受領しなくとも、照合通知の受領から1時間以内で相対ネットティング照合を完了できると当事者間で判断される場合には、照合通知を電子的に授受する必要はありません。

(ガイドラインⅣ. 3. 「事務手続き」、相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針1. (3)
「相対ネットティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットティングの要否」参照)

Q17: 「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」の3. では、照合通知データの電子的な授受の方法の例として、Webサービスまたは電子メールが挙げられています。Webサービスまたは電子メールを利用して照合通知データを電子的に授受する際に留意する点は何ですか。

A: Webサービスまたは電子メールを利用して照合通知データを電子的に授受する際には、事務上の混乱が生じないように、利用するサービスまたは電子メールアドレス等電子的な授受の方法の詳細について、ガイドラインⅣ. 4. に定める事前確認書及び事前通知書を取り交わすことにより当事者間で予め十分に確認しておくことが適当です。事前確認書と事前通知書の記載方法としては、事前確認書の「4. 照合通知の送付方法」には、電子的な授受の方法の概要(Webサービスの利用、電子メールの利用等)の大枠を記載した上で、事前通知書において、その電子的な授受の方法の詳細(例えば、利用するWebサービスの名称その他サービス利用に際して当事者間で確認しておくべき事項または電子メールアドレス等)を記載するなどが考えられます。

また、照合通知データについては、ファイル形式、圧縮の有無及びセキュリティ確保の方法につき当事者間で合意すべきとされています。これらの事項についても、事前通知書において記載しておくなどして当事者間で予め十分に確認しておくことが適当です。

なお、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討では、セキュリティの面で、Webサービスによるデータの授受がより望ましいとの整理が行われています。

(相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針3. 「照合通知データの電子的な授受の方法」、
同2. 「照合通知データフォーマットの標準化」参照)

Q18：Webサービスはどのようなものを想定していますか。

A： Webサービスは、ITベンダーが提供するクラウド型サービス（インターネットを通じITベンダーが用意するサービスの提供を受ける形態）で、現在、契約情報や設計書等を特定の利用者間で交換する手段等で利用されています。いずれも一定のセキュリティが確保され、ID、パスワードで権限が与えられた先のみが、Web画面を通じ特定の情報にアクセスできるものを想定しています。

なお、利用にあたっては、各市場参加者において、こうした機能を提供するITベンダーと個別に具体的な利用方法等について協議の上、契約を行う必要があります。「**相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針**」の別紙3では、Webサービスを提供するITベンダーに確認することが望ましい事項を示しています。

（相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針別紙3参照）

Q19：市場参加者は、異額面のペイメント・ネットティングを行う必要がありますか。

A： 市場全体としての決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減の観点から、対象取引を活発に行う市場参加者は、異額面のペイメント・ネットティングを行うことが期待されます。ただし、異額面のペイメント・ネットティングは、ガイドラインにおいて「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」に位置付けられています。したがって、市場参加者間において、異額面のペイメント・ネットティングを実施する場合には、ガイドラインⅣ. 4. に定める事前確認書を取り交わすなどの方法により、当事者間で合意する必要があります。

なお、対象取引の取引量が少ないことなどから、異額面のペイメント・ネットティングを実施しなくとも、決済が円滑に行われると当事者間で判断される場合には、異額面のペイメント・ネットティングを実施する必要はありません。

（相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針1.（3）「相対ネットティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットティングの要否」参照）

Q 2 0 : 集約方式の異額面のペイメント・ネットティングのやり方を示してください。

A : 別紙をご参照ください。

Q 2 1 : 異額面のペイメント・ネットティングを行った場合の決済日に留意する点は何ですか。

A : 異額面のペイメント・ネットティングは、①ネットティング尻の決済未履行時には債権債務の関係を原約定のとおり巻き戻す合意を行っていること、及び②国債と資金のネットティング尻の決済の履行によりネットティングが成立すること等については、ペアオフと異なりません。

したがって、集約方式の異額面のペイメント・ネットティングについて、国債のネットティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、異額面のペイメント・ネットティングの対象となった全ての取引の債権債務の関係が原約定のとおり巻き戻されます。このため、当事者間の合意により集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行った場合には、フェイルの影響を最小化すると同時に、決済の進捗度を高める観点から、当事者間で決済順位について調整しつつ、大口決済と同様にネットティング尻の決済を優先して行なうことが適当と考えられます。

Q 2 2 : 集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行った場合に、国債のネットティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、どのように対応すればよいですか。

A : Q 2 1に記載のとおり、集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行った場合に、国債のネットティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、異額面のペイメント・ネットティングの対象となった全ての取引の債権債務の関係が原約定のとおり巻き戻されます。市場参加者は、この状態を解消するため、取引相手方の国債の保有状況や未履行となった時間帯等を考慮し、フェイル発生当日（X日）に、巻き戻された取引をグロス決済とするか、巻き戻された取引の一部を対象に再度ネットティングを行うか等について協議し、フェイルを可能な限り回避することが求められます。

また、翌営業日（X+1日）が受渡日となる取引を対象に、集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行う場合には、受渡日前営業日（X日）の午後4時ま

で照合通知を送付する必要がある、相対ネットリング照合事務を円滑に行う観点からは、当該ネットリング対象取引にX日にフェイルとなった取引は含めないことが適当と考えられます。

なお、当事者間の合意があれば、フェイルを早期に解消する観点などから、翌営業日（X+1日）が予定されている受渡日となる取引とX日にフェイルとなった取引との間でネットリングを行うことも妨げられませんが、この場合には事務上の混乱が生じないように、ネットリング対象取引について当事者間で慎重に確認を行うものとしします。

Q 2 3 : 電子化推進の観点では、照合通知だけでなく、受渡日前日の決済金額照合など幅広い電子化推進が必要ではないですか。

A : 受渡日前日の決済金額照合については個別に行なわれているものであり、今回の標準化検討の対象外としています。しかしながら、円滑な決済を確保する観点からは効率的なポストトレード事務が求められるところであり、各市場参加者においてペーパーレス化、電子的処理推進の検討が望まれるところです。なお、将来（2015年以降）、(株)証券保管振替機構の決済照合システムと日銀ネットとの接続の実現のほか、アウトライイトT+1化（国債の売買（アウトライイト）取引における標準的な決済期間をT+2からT+1に短縮すること）の検討による見直しも期待されます。

Q 2 4 : フェイルチャージの導入にあたって、事前通知の送付が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。契約の締結や取引相手方の署名・捺印は必要ですか。

A : フェイルチャージの導入にあたって、法的には、取引当事者間の合意が成立する必要があります。事前通知の送付は、取引の前提となる市場慣行の重要な変更であるフェイルチャージの導入に際し、取引当事者間の合意が成立したとみなすうえで重要な手続きであることから、あらかじめその旨を通知する文書を送付することが推奨されます。

なお、フェイルチャージの導入にあたって、取引相手方の署名・捺印は必ずしも必要ではありませんが、事前通知の送付の方法によらず、追加的な契約の締結や締結済みの現行契約の改訂などの方法により、フェイルチャージを導入することも可能です。ただし、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」では、取引当事者間

での追加的な契約の締結等に係る事務負担を考慮し、標準的な方法として、事前通知の送付が推奨されています。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅱ. 2. 「事前通知」参照)

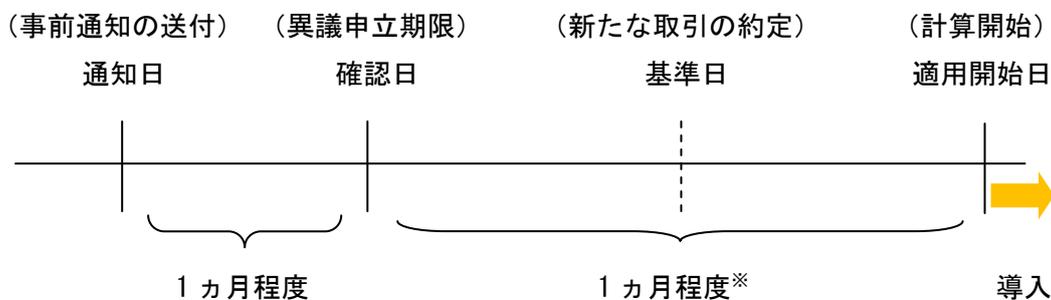
Q 2 5 : フェイルチャージの導入方法を教えてください。事前通知雛型における確認日、基準日、適用開始日とはどのようなものですか。

A : 本協会が策定している事前通知の雛型では、フェイルチャージ慣行の適用に対する取引相手方の異議申立期限を「確認日」、「確認日」の翌営業日以降に新たな取引を約定した日を「基準日」、フェイルチャージ慣行が適用される日を「適用開始日」としており、個別の取引について別段の合意が明示的になされない限り、「適用開始日」以降のフェイル期間に対してフェイルチャージ慣行が適用されます。

また、事前通知の送付にあたっては、事前通知書上の通知日から「確認日」まで、及び「確認日」から「適用開始日」まで、各々、1ヵ月程度の期間を設けることが推奨されます。

当初導入日以降に新たな取引先と取引を行う場合には、基本的には、取引の約定や取引に係る基本契約書の締結にあたって、その時点の市場慣行に則って事務を行うことが当事者間で合意されていると考えられることから、特段の手続きを経ることなく、フェイルチャージを導入することが可能です。ただし、取引時の混乱を回避する観点から、事前通知の送付などの方法により、フェイルチャージの導入や適用開始日について、当事者間の合意成立を確認するといった対応も考えられます。

(事前通知の送付からフェイルチャージ導入までの手続き)



※この間に新たな取引の約定がない場合には、適用開始日の後、基準日以降に行われる決済に対してフェイルチャージ慣行を適用。

Q 2 6 : フェイルチャージの導入にあたって、個別取引明細書等における通知が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。個別取引明細書等における通知を省略することは可能ですか。

A : 個別取引明細書等（コンファメーション）における通知は、当該取引がフェイルチャージ請求の対象であることを明示することにより、請求の法的根拠を補強するものです。当該通知によって、取引当事者間で、事前通知等に基づきフェイルチャージの請求について取引当事者間の合意が成立した取引であることの確認を行うことが可能です。

「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」では、フェイルチャージの請求に関する取引当事者間の混乱を回避する観点から、個別取引明細書等において当該取引がフェイルチャージ請求の対象であることを示す文言を追加記載することを推奨しています。

ただし、「個別取引明細書の交付省略に係る合意書」の締結などにより、個別取引明細書等の送付を行っていない場合には、個別取引明細書等における通知（フェイルチャージ適用に関する追加記載）を省略できるものとします。また、追加記載に係るシステム対応など当該通知に係る実務的な負担が重い場合においても、取引当事者間でフェイルチャージの導入に関する合意の成立や対象となる取引の範囲について十分に確認を行うことにより、当該通知を省略することも例外的な取扱いとしてよいものとします。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅱ. 3. 「個別取引明細書等における通知」参照）

Q 2 7 : フェイルチャージの計算方法を教えてください。

A : フェイルチャージは、以下の計算式によって算出するものとします。

$$\sum_{\text{フェイル取引}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受取金額}$$

具体的には、フェイルチャージの対象となる取引毎に日々のフェイルチャージの金額を計算し、計算の結果、端数が生じた場合には、円未満の端数を切り捨てたうえで取引毎のフェイルチャージの金額を計算します。その後、取引毎のフェイルチャージの金額について1ヵ月分を合計した金額を請求するものとします。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 1. 「計算方法」参照）

Q28：フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」とされている日本銀行の金融政策運営における政策金利は、何を参照すればよいですか。

A： 日本銀行の金融政策運営における政策金利は、平成22年6月現在、「無担保コールレート（オーバーナイト物）」です。なお、当該誘導目標がレンジで示されている場合には、その下限が参照レートとなります。また、政策金利について、「X%前後」、「概ねX%」で推移するよう促すといった場合には、当該「X%」を参照レートとします。

日本銀行の金融政策運営における政策金利については、毎回の金融政策決定会後に公表される、直近の金融市場調節方針に関する公表文（「当面の金融政策運営について」、<http://www.boj.or.jp/>）をご確認ください。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 1. 「計算方法」(2)「計算式における定義等」参照）

Q29：フェイル期間中に「参照レート」が変更された場合は、どのように計算するのですか。フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」は、日本銀行の金融政策運営における政策金利とされていますが、政策金利そのものが別のものに変更された場合（例えば、当座預金残高が目標とされた場合など）は、どのように計算するのですか。

A： フェイル期間中に参照レートが変更された場合は、変更実施日の翌日以降のフェイル期間において、変更後の参照レートを適用し、フェイルチャージの計算を行うものとします。

また、日本銀行の金融政策運営における政策金利そのものが、無担保コールレート（オーバーナイト物）から別のものに変更となった場合には、暫定的に変更前の参照レートにより計算を行うものとします。この場合、速やかに参照レートの見直しを検討するものとします。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 1. 「計算方法」(2)「計算式における定義等」参照）

Q30：フェイルチャージの計算方法にある「受渡金額」には、債券貸借取引における貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額等は含まれますか。

A： フェイルチャージの計算における「受渡金額」には、債券貸借取引においては、貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額を含むものとし、条件付売買取引においては、現先利息を含むものとし、また、利含みでない条件付売買取引において取引期間中に支払われた利息は「受渡金額」には含めないものとし、

なお、当該「受渡金額」は、多くの市場参加者において、取引のエンド時（貸借取引の返済時及び条件付売買取引のエンド取引時）にDVP決済される金額について、上記の取扱いとしていることを踏まえたものです。

Q 3 1：フェイルチャージを請求する際、どのような項目を記載する必要がありますか。

A： フェイルチャージの請求にあたっては、フェイルした渡し方や、フェイルされた受け方、フェイルとなった取引、フェイルチャージの金額について特定可能な情報を記載する必要があります。具体的な例は、以下のとおりです。

- ・フェイルした渡し方及びフェイルされた受け方の社名
- ・フェイルとなった債券（銘柄や受渡金額等）
- ・フェイルの発生日及び解消日
- ・フェイル時の各日付における参照レート（注）
- ・取引毎のフェイルチャージ金額（注）
- ・フェイルチャージの総額

（注）フェイルが計算対象月の前月から継続している場合又は計算対象月の翌月まで継続している場合は、当該計算対象月中の取引毎のフェイルチャージ金額及びフェイル時の各日付における参照レートを記載。

Q 3 2：フェイルチャージの請求者・支払者は誰ですか。

A： フェイルチャージの請求は、日本国債の取引に関する約定当事者間において、フェイルされた受け方が、フェイルした渡し方に対して行うものとし、この点、約定当事者には、信託銀行が有価証券運用信託において信託勘定の有価証券を運用

する場合なども含まれると考えられます。

なお、非居住者取引や信託取引など、事務の代理を行う複数の取引関係者が関与する取引である場合には、事務上の混乱が生じないように、フェイルチャージの請求や照合、決済等の連絡先について、あらかじめ取引当事者間で確認を行うことが推奨されます。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 2. 「請求」(1) 「請求者・請求先」、
同 (5) 「連絡先の確認」参照)

Q 3 3 : フェイルが連鎖している場合やループの際は、どのように取扱えばよいですか。

A : フェイルが連鎖している場合やループの際にも、あくまで個々の取引がフェイルチャージ請求の対象となり、各々のフェイルについて、フェイルチャージを請求することとなります。ただし、取引当事者間で合意すれば、フェイルチャージの受払いをネッティングすることができます。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅳ. (2) 「ネッティング」参照)

Q 3 4 : 5万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略できるとありますが、これは月間合計での受払い金額についてですか、それとも取引毎のフェイルチャージ金額についてですか。

A : フェイルチャージの請求は、1ヵ月毎にまとめて行うものとします。当該請求に対する受払い時において、事務処理の効率化を図り、過小な金額の受払いを回避するため、取引当事者間で合意すれば、受払い金額の下限を5万円とし、5万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略することができるものとします。したがって、月間合計での受払い金額が5万円未満の場合について、受払いの省略が可能となります。

なお、この下限の適用は、取引当事者の双方のグロスベースの受払い金額又は双方の受払い金額を差し引いた後のネットベースの受払い金額のいずれに対しても適用することができますが、事務処理の効率化の観点から、原則として、フェイルチャージの受払いをグロスベースで行う場合には、同金額に対して適用するものとし、

当該受払いをネットリングすることについて取引当事者間で合意した場合には、ネットベースの受払い金額に対して適用するものとします。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 2. 「請求」、同Ⅳ. (3) 「受払い金額の下限」参照)

Q35：請求したフェイルチャージが期限までに支払われなかった場合は、どのようにすればよいですか。

A： フェイルチャージの受払いが、請求を行った月の月内に行われなかった場合、取引当事者間で取扱いを協議することとします。

なお、フェイルチャージの支払いが遅延した場合の取扱いとして、取引当事者間で取扱いを協議し、合意した場合には、支払期日以降の遅延分について一定の遅延利息を課することができるものとしています。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅳ. (5) 「支払いが遅延した場合の取扱い」参照)

Q36：JGBCCで清算される取引については、フェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いをどのようにすればよいですか。

A： JGBCCで清算される取引におけるフェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いは、原則としてガイドラインや「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に定める市場慣行に則って、JGBCCが別途定めることとなります。

Q37：国債以外の一般債等について、フェイルチャージは適用されますか。

A： ガイドライン及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」は国債取引を対象としており、国債以外の一般債等については、現在、市場慣行の見直しを行う予定はなく、フェイルチャージは適用されません。しかしながら、一般債等については、「一般債の振替決済に関するガイドライン」等においてフェイル慣行が定められており、今後の決済状況や市場環境の変化等によっては、見直しが行われることも

考えられます。

なお、平成22年7月より、本協会では、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」及び「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正を行い、これまでの空売り規制に加えて、空レポ規制^(注)を導入していますが、当該規則については、国債以外の一般債等にも適用されます。

(注) 本協会ホームページに掲載されている「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」(2010年4月20日) p. 7脚注2をご参照ください。

Q38：取扱指針以外の取扱いを行うことは可能ですか。

A：多くの市場参加者が取扱指針(「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」及び「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」)に沿った取扱いを行うことが、実務の円滑化に資すると考えられることから、取扱指針に沿った取扱いを行うことが期待されますが、当事者間の合意があれば、これ以外の取扱いを行うことが妨げられるものではありません。

なお、ガイドラインや取扱指針は、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではありません。

Q39：税務・会計上、フェイルチャージはどのように取扱えばよいですか。

A：フェイルチャージの会計や税務の取扱いは、個社の事情により様々なケースが考えられることから、取扱指針においては、統一的な取扱いを定めないこととします。

なお、日証協会員等における会計処理方法については、日本証券業協会「国債のフェイルチャージに係る経理処理参考事例」をご参照ください。

フェイルチャージの税務上の取扱いについては、基本的には各市場参加者が個別に確認することとします。

集約方式の異額面のペイメント・ネットティングの実施方法

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」Ⅳ. 2. (2) に定める集約方式の異額面のペイメント・ネットティングは、次の手順により行います。

以下では、国債の渡し方及び国債の受け方となっている取引の具体例を次のとおりとします。また、取引①～⑮は、全て同一銘柄の取引です。

【具体例】

国債の渡し方となっている取引			国債の受け方となっている取引		
取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
①	50 億円	52 億円	⑩	50 億円	50 億円
②	50 億円	51 億円	⑪	50 億円	49 億円
③	30 億円	31 億円	⑫	45 億円	46 億円
④	40 億円	41 億円	⑬	35 億円	36 億円
⑤	5 億円	6 億円	⑭	10 億円	9 億円
⑥	50 億円	49 億円	⑮	10 億円	11 億円
⑦	15 億円	14 億円			
⑧	25 億円	26 億円			
⑨	25 億円	24 億円			

- まず、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」Ⅳ. 1. (8) に基づき、ペアオフの対象となる取引について、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行います。

(ペアオフの対象となる取引)

国債の渡し方となっている取引			国債の受け方となっている取引		
取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
①	50 億円	52 億円	⑩	50 億円	50 億円
②	50 億円	51 億円	⑪	50 億円	49 億円

(イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、銘柄ごとに、国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額を算出する^(注)。

(注) 引渡総額及び受取総額は、額面金額で算出する。

(ペアオフの対象とならなかった取引)

国債の渡し方となっている取引			国債の受け方となっている取引		
取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
③	30 億円	31 億円	⑫	45 億円	44 億円
④	40 億円	41 億円	⑬	35 億円	34 億円
⑤	5 億円	6 億円	⑭	10 億円	9 億円
⑥	50 億円	49 億円	⑮	10 億円	11 億円
⑦	15 億円	14 億円			
⑧	25 億円	26 億円			
⑨	25 億円	24 億円			

引渡総額 (額面)	190 億円
--------------	--------

受取総額 (額面)	100 億円
--------------	--------

- 国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額（額面）と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額（額面）を算出します。ここでは、引渡総額（額面）が190億円、受取総額（額面）が100億円です。

(d) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか大きい方を構成する全ての取引を次の手順に従って順位付けする。

- (a) 額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順位付けする。
- (b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順位付けする。
- (c) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順位付けする。
- (d) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することに対応する。

- 受取総額よりも引渡総額の方が大きいため、国債の渡し方となっている全ての取引（取引③～⑨）を、ガイドラインに定める手順に従って、順位付けします。

国債の渡し方となっている取引				国債の受け方となっている取引		
順位	取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
1	⑥	50 億円	49 億円	⑫	45 億円	44 億円
2	④	40 億円	41 億円	⑬	35 億円	34 億円
3	③	30 億円	31 億円	⑭	10 億円	9 億円
4	⑧	25 億円	26 億円	⑮	10 億円	11 億円
5	⑨	25 億円	24 億円			
6	⑦	15 億円	14 億円			
7	⑤	5 億円	6 億円			

引渡総額 (額面)	190 億円
--------------	--------

受取総額 (額面)	100 億円
--------------	--------

(ハ) (ロ)における順位付けの高い取引から、(イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額を超えるまで、取引の額面金額を集計する。

- 国債の渡し方となっている取引を、順位付けの高い取引から、受取総額 100 億円を超えるまで、取引の額面金額を集計します。
- ここでは、取引⑥、④及び③（順位 1 から 3 まで）を集計すると、集計した額面金額（120 億円）が受取総額（100 億円）を超えることとなります。

国債の渡し方となっている取引				国債の受け方となっている取引		
順位	取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
1	⑥	50 億円	49 億円	⑫	45 億円	44 億円
2	④	40 億円	41 億円	⑬	35 億円	34 億円
3	③	30 億円	31 億円	⑭	10 億円	9 億円
4	⑧	25 億円	26 億円	⑮	10 億円	11 億円
5	⑨	25 億円	24 億円			
6	⑦	15 億円	14 億円			
7	⑤	5 億円	6 億円			

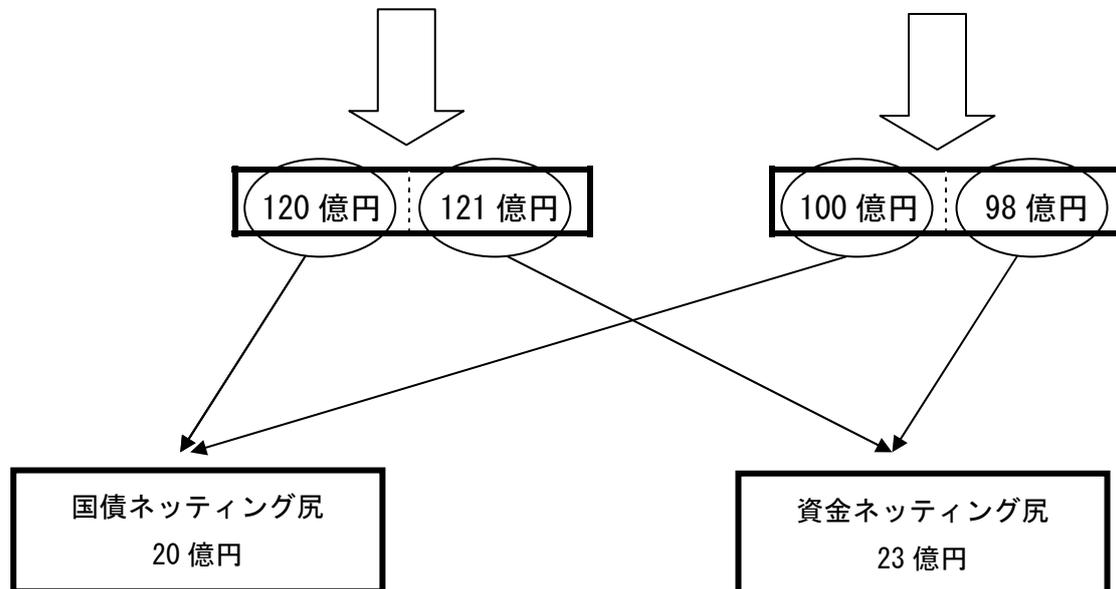
集計した 額面金額	120 億円
--------------	--------

受取総額 (額面)	100 億円
--------------	--------

(ニ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方を構成する全ての取引と、(ハ)で額面金額を集計した取引を対象に異額面のペイメント・ネットィングを行う。

- 取引⑥、④、③及び取引⑫～⑮を対象に、異額面のペイメント・ネットィングを行い、ネットィング尻を決済することとなります。

国債の渡し方となっている取引				国債の受け方となっている取引		
順位	取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
1	⑥	50億円	49億円	⑫	45億円	44億円
2	④	40億円	41億円	⑬	35億円	34億円
3	③	30億円	31億円	⑭	10億円	9億円
				⑮	10億円	11億円



- ここでは、国債の渡し方となっている取引について、ネットィング尻（国債が20億円、資金が23億円）の決済を行うこととなります。

(ホ) (ニ)において、異額面のペイメント・ネットティングの対象外とされた取引は、グロス決済とする。

- 異額面のペイメント・ネットティングの対象外とされた取引⑧、⑨、⑦及び⑤は、グロス決済とします。

国債の渡し方となっている取引				国債の受け方となっている取引		
順位	取引	額面	受渡金額	取引	額面	受渡金額
4	⑧	25 億円	26 億円			
5	⑨	25 億円	24 億円			
6	⑦	15 億円	14 億円			
7	⑤	5 億円	6 億円			

以 上

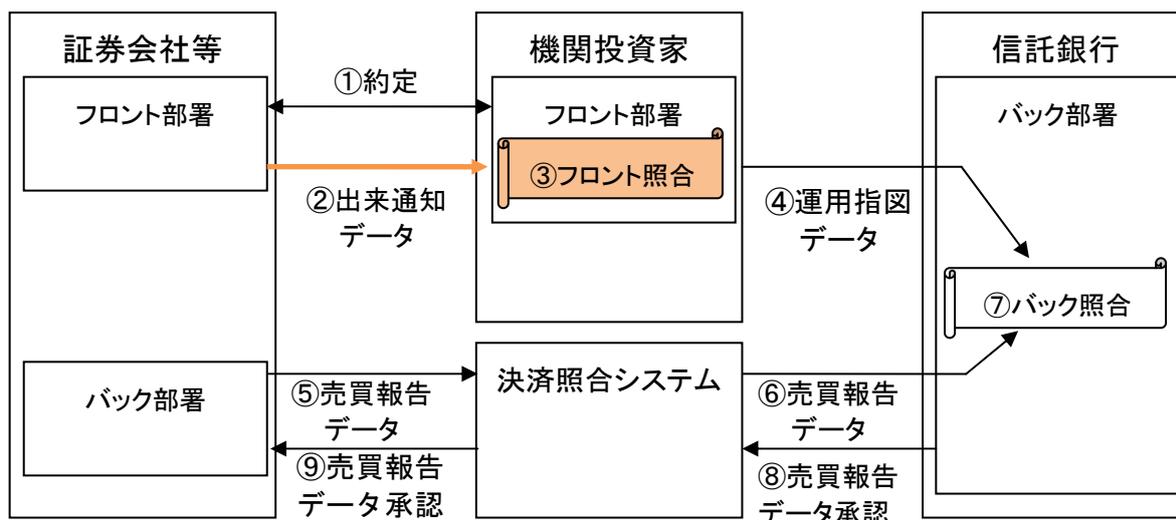
機関投資家や信託銀行と証券会社等の間のフロント照合及び出来通知 データの授受等の実務に関する取扱指針

1. 総論

(1) 目的

本取扱指針は、平成24年4月にアウトライトT+2化^(注1)が実施されることを踏まえ、機関投資家や信託銀行と証券会社等^(注2)の間の取引^(注3)のフロント照合^(注4)及び出来通知データの授受等に関する実務の取扱いを定めることを目的とする。具体的には、標準化した出来通知データフォーマット^(注5)及び出来通知データの電子的な授受の方法に関する実務の取扱いを定めている。

図表1. 機関投資家や信託銀行と証券会社等の間の取引の流れ



(注1) 国債の売買（アウトライト）取引における標準的な決済期間をT+3（原則として売買約定日から起算して4営業日目の日に受渡し・決済を行うこと）からT+2に短縮すること。

(注2) 証券会社（金融商品取引法に規定する金融商品取引業者）のほか、短資会社等を想定している。

(注3) 機関投資家（委託者）が金銭を信託し、信託銀行（受託者）が当該金銭等を信託勘定において管理する取引を典型的な取引として想定している。また、機関投資家ではなく信託銀行自身が、信託勘定で保有する有価証券の運用を行う有価証券運用信託（レポ信託）も含まれる。

(注4) 本取扱指針において、フロント照合とは、機関投資家（レポ信託を行う信託銀行を含む。）のフロント部署において、証券会社等から出来通知データを受領し、約定内容を確認する事務をいう。また、本取扱指針において、バック照合とは、信託銀行のバック部署において、機関投資家から受領した運用指図データと証券会社等から決済照合システムを経由して受領した売買報告データを照合し、売買報告データを承認、確定する事務をいう。

(注5) 機関投資家のフロント部署が証券会社等から受領する出来通知データの様式をいう。

(2) 対象となる取引

本取扱指針の対象となる取引は、機関投資家や信託銀行と証券会社等の間のレポ取引（条件付売買取引（以下「現先」という。）及び現金担保付貸借取引（以下「現担レポ」という。））である^(注6)。

また、(株)証券保管振替機構が提供する決済照合システムの利用形態との関係で整理した場合、運用指図サポート対象外型^(注7)を本取扱指針の対象となる典型的な取引として想定している。これに対し、決済照合システムの機能拡張（平成26年の予定）の後に、機関投資家や信託銀行と証券会社等の間のレポ取引について、三者間センタマッチング（運用指図データ配信サービス利用型）を利用する場合には、機関投資家は、出来通知データの電子的な授受を行わずとも決済照合システムを経由して送信されるデータを基に運用指図データを作成するため、以下の2.及び3.に定める取扱いは不要となる。

なお、本取扱指針の対象となるレポ取引以外の取引についても、当事者間の合意により、出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的な授受を行うことは可能である。このため、参考として、売買取引用の出来通知データフォーマットも作成している。

(3) 出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的な授受の目的及び要否

(2)で示すとおり、本取扱指針の対象となる取引は、機関投資家や信託銀行と証券会社等の間のレポ取引である。アウトライイトT+2化の実施に伴い、T+1日に受渡し・決済を行うレポ取引における、ポスト・トレード事務に関する市場共通タイムスケジュールは図表2.のとおりであり、機関投資家や信託銀行と証券会社等の間では、約定日中にポスト・トレード事務（約定照合、ネッティング）を完了させることが必要となる。

^(注6) 非居住者取引は対象外である。また、決済代行（銀行等が、取引を執行した顧客からの指図に基づき資金・債券の受渡を代理で行う決済形態）については、事務フローが市場参加者により区々となっているため、本取扱指針を参考にしつつ、受託者と委託者との間で個別に事務フローの見直し等を図ることが考えられる。

^(注7) 機関投資家が運用指図データを自ら作成した上で、決済照合システムを経由せずに信託銀行に同データを送付するタイプの利用形態を指す。

図表 2. 市場共通タイムスケジュール

	改正前	改正後（アウトライト T+2 化実施後）		
		JGBCC 清算取引	非 JGBCC 清算取引	
			ネット決済	グロス決済
約定照合時限		▶決済照合システム 入力時限⇒17:00 ▶照合時限⇒18:30	▶照合時限の目安 ⇒15:30～15:45	▶照合時限⇒18:30
ネットティング 時限	▶照合通知交換時限 ⇒12:00 ▶照合時限⇒15:00 ▶JGBCC 債務引受 ⇒18:30	▶JGBCC 債務引受 ⇒18:30	▶照合通知交換時 限 ⇒16:00 ▶照合時限⇒17:00	

（注）時限は何れも決済日前営業日（S-1）の時刻を示す。

ポスト・トレード事務の迅速化を図るためには、機関投資家から信託銀行への運用指図データ（図表 1. の④）が電子化され日中逐次送信されていることや、証券会社等から信託銀行への売買報告データ（図表 1. の⑤及び⑥）が日中逐次送信されていることが有用である。出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的な授受が行われれば、機関投資家のフロント部署の運用指図データ（図表 1. の④）の電子化・日中逐次送信が可能となることから、証券会社等のバック部署による決済照合システムを経由した売買報告データ（図表 1. の⑤及び⑥）の日中逐次送信と相俟って、ポスト・トレード事務の迅速化に資することとなる。したがって、レポ取引を活発に行う証券会社等は、機関投資家（レポ信託を行う信託銀行を含む。以下同じ。）との間のレポ取引について、本取扱指針に沿って、出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的な授受を行うことが期待される。

ただし、図表 2. の市場共通タイムスケジュールに則り、各約定日中にポスト・トレード事務を完了させるため、出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的な授受が必要か否かは、以下の点などを踏まえて検討し、当事者間で合意した場合には、以下の 2. 及び 3. と異なる取扱いをすることも可能である（出来通知データの送受信の頻度を検討する際には 2. ⑤を参照）。

- ・ 非 JGBCC 清算取引^{（注8）}の取引量
- ・ 機関投資家におけるフロント照合の電子化のニーズ
- ・ ポスト・トレード事務の迅速化のニーズ（約定時間の確保、信託銀行におけ

（注8）レポ取引のうち、(株)日本国債清算機関により債務引受されない取引をいう。

るバック照合の迅速化等)

2. 出来通知データフォーマットの標準化

出来通知データフォーマットの作成及び送信等の取扱いは、以下の①から⑤を標準とする。

① データ項目

○ 出来通知データフォーマットのデータ項目は、別紙1を標準とする。

(データ項目の分類)

- ・ 出来通知データフォーマットのデータ項目は、2分類あり、定義は以下のとおり。
 - 必須項目：証券会社等による入力が必要のデータ項目
 - 任意項目：証券会社等による入力が必要なデータ項目
 - ✓ 入力の有無は、証券会社等が決定できる。ただし、データ項目欄は必要。

(ファンドコードの取扱い)

- ・ ファンドコードは、原則として統一ファンドコードを利用する。ただし、統一ファンドコードがないファンドの場合には、取引開始前に証券会社等に伝達したファンドコード（口座開設時の下10桁の番号）を利用する。

② ファイル形式

○ 出来通知データのファイル形式は、Excel形式又はCSV形式を標準とする。

(拡張子等)

- ・ Excel形式は、Excel97からExcel2003に互換性のある形式（拡張子が.xlsであるもの）を標準とする。
- ・ CSV形式は、可変長のカンマ区切りを標準とする。なお、CSV形式は、Webサービスの利用により出来通知データの授受を行う場合等を想定しており、電子メールによりパスワードを付して出来通知データを送信する場合には、ファイルを圧縮し、圧縮したファイルにパスワードを付さない限りCSV形式は取り得ない。

- 当事者間で合意した場合には、出来通知データのファイルを圧縮することができる。

(圧縮形式)

- ・ 出来通知データのファイルを圧縮する場合には、圧縮形式 (.zip 形式、.lzh 形式等) やパスワードの有無等、当事者間で予め合意しておくこととする。

③ ファイル名称

- 出来通知データのファイル名称は、「会社名 (ファイル送信側) + 会社名 (ファイル受信側) + 取引区分 (現担レポ、現先、又は売買) + 約定日 (yyyymmdd) + <アンダーバー> + 枝番 (任意)」とする。

- ・ 会社名は、金融機関コード (決済照合システムで使用する BIC コード (支店コード除く)、又は冒頭に金融・証券区分コード (「0」又は「1」) を付した統一金融機関番号又は証券会社等標準コード (計 5 桁)) を用いる。
- ・ 取引区分は、現担レポの場合は「repo」、現先の場合は「gensaki」、売買の場合は「baibai」とする。
- ・ 複数のファイルを送信する場合には、枝番を付すこととする。

(例) DWSCJPJTSTBCJPJTrepo20101122_001.csv

④ セキュリティ

- 出来通知データのファイルを電子的に授受する際には、パスワードの設定を標準とし、パスワードの設定ルールは、当事者間で合意した任意の方法とする (以下の例を参照)。なお、当事者間で合意した場合には、暗号化を行うことができる。

(パスワードの設定ルールの例)

- ・ パスワードの設定ルールには、以下の方法が考えられる。
 - 固定パスワード (パスワードの変更を行わない方法)
 - 定期的変更 (1 カ月単位等で定期的に変更する方法)
 - 日々変更 (パスワードの一部又は全部を毎日変更する方法)
 - 個別設定 (送信の都度、受信者に電話等で連絡する方法)

⑤ 出来通知データの送受信の頻度

- | |
|--------------------------------------|
| ○ 出来通知データの送受信は、原則として、日中逐次行うことを標準とする。 |
|--------------------------------------|

(送受信の頻度と後続事務への影響)

- ・ 1. (3) に記載のとおり、証券会社等と機関投資家との間で合意した場合には、出来通知データの送受信(図表 1. の②)を1日1回とするなど異なる取扱いをすることも可能である。ただし、出来通知データの送受信の頻度は、信託銀行におけるバック照合(図表 1. の⑦)の迅速性に影響を与え得る。具体的には、出来通知データの送受信の頻度を1日1回とする場合には、機関投資家による運用指図データの送信(図表 1. の④)、信託銀行におけるバック照合(図表 1. の⑦)も1日1回集中して行うこととなる。このため、機関投資家及び証券会社等の間の非 JGBCC 清算取引の取引量などを踏まえて、出来通知データの送受信の頻度について、標準と異なる取扱いを検討する場合には、こうした後続事務への影響を考慮する必要がある。

(留意事項)

- ・ 1 取引は1回のみの送信とし、同じ取引を重複して送信することは行わない。
- ・ 証券会社等は、送信済の出来通知データを訂正しようとする場合は、①証券会社等から機関投資家へ電話等により取消の連絡を行ったうえ、②訂正する出来通知データのみファイルを送信する。
- ・ 出来通知データ(訂正分)の送信は、原則として、1訂正につき1回とする。

3. 出来通知データの電子的な授受の方法

出来通知データの電子的な授受の方法については、事務上の混乱が生じないよう、機関投資家や信託銀行と証券会社等間で予め十分に確認しておくことが推奨される。電子的なデータ授受手段の例としては、以下のものが考えられる。

- ・ Web サービス^(注9)
- ・ 電子メール

以 上

(注9) Web サービスに求める機能等については、別紙2参照。

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	8	英数字	—	xxxxxxx	取引業者コード(BCコード又は5桁統一金融機関コード(頭「0」)、証券会社等標準コード(頭「1」の5桁コード)	◎	1234JPJT	
3	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引になるものは必須	◎	5000000001	
4	受託	—	—	—	—	—	▲		
5	再信託先	—	—	—	—	—	▲		
6	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	◎	20091201	
7	スタート日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のスタート受渡日	◎	20091204	
8	エンド日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のエンド受渡日	◎	20091207	
9	取引種類	4	英字	—	xxxx	「NRST」固定。(現先スタートの意)	◎	NRST	
10	売買コード	4	英字	—	xxxx	買現先/売現先を識別する区分 "BUYI"(買現先) "SELL"(売現先)	◎	BUYI	
11	銘柄	12	英数字	—	JPxxxxxxxxxx	ISINコード	◎	JP17406919B9	
12	銘柄名称	—	英数カナ漢字	—	k---k	銘柄名称	◎	国庫短期証券69回	
13	額面	—	数字	円	9---9	該当取引の決済額面(正数で表示)	◎	5000000000	頭ゼロ埋めなし
14	現先レート	—	数字	%	999.9999999	当該取引の現先レート	◎	0.11	頭ゼロ埋めなし
15	単価(スタート)	—	数字	円	999.9999999	当該取引のスタート単価(利含み単価)	◎	99.963	頭ゼロ埋めなし
16	精算金額(スタート)	—	数字	円	9---9	当該取引のスタート決済金額	◎	4998150000	頭ゼロ埋めなし
17	経過利子額(スタート)	—	数字	円	9---9	当該取引のスタート経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし
18	単価(エンド)	—	数字	円	999.9999999	当該取引のエンド単価(利含み単価)	◎	99.9639038	頭ゼロ埋めなし
19	精算金額(エンド)	—	数字	円	9---9	当該取引のエンド決済金額	◎	4998195190	頭ゼロ埋めなし
20	経過利子額(エンド)	—	数字	円	9---9	当該取引のエンド経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし
21	債券形態	—	—	—	—	—	▲		
22	約定時間	4	数字	—	9999	約定時間を照合する場合に設定。指定なしの場合には「0000」を設定。	◎	1000	
23	スタート時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1300	
24	エンド時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	0000	
25	取引番号	—	英数字	—	x---x	取引を特定する番号(送信者側の任意コード)	◎	A161740010	不一致等での照会用
26	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ツイカヤクショウブン	

出来通知データフォーマット(項目定義書)・・・レポ(GC・SC共通)

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	8	英数字	—	xxxxxxxx	取引業者コード(BCコード又は5桁統一金融機関コード(頭「0」)、証券会社等標準コード(頭「1」の5桁コード)	◎	1234JPJT	
3	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引になるものは必須	◎	5000000001	
4	受託	—	—	—	—	—	▲		
5	再信託先	—	—	—	—	—	▲		
6	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	◎	20091201	
7	スタート日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のスタート受渡日	◎	20091203	
8	エンド日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のエンド受渡日	◎	20091204	
9	取引種類	4	英字	—	xxxx	「RPST」固定。(レポスタートの意)	◎	RPST	
10	売買コード	4	英字	—	xxxx	レポ／リバースレポを識別する区分 "BUYI"(リバースレポ)、"SELL"(レポ)	◎	BUYI	
11	銘柄	12	英数字	—	JPxxxxxxxxxx	ISINコード	◎	JP17406919B9	
12	銘柄名称	—	英数カナ漢字	—	k---k	銘柄名称	◎	国庫短期証券69回	
13	額面	—	数字	円	9---9	当該取引の決済額面(正数で表示)	◎	8500000000	頭ゼロ埋めなし
14	利含み時価	—	数字	円	999.9999999	当該取引の利含み時価	▲	99.963	頭ゼロ埋めなし
15	基準価格	—	数字	円	9---9	当該取引のスタート約定金額	◎	8855829788	頭ゼロ埋めなし
16	経過利息	—	数字	円	9---9	当該取引のスタート経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし
17	基準担保金率	—	数字	%	999.9999999	当該取引に適用する基準担保金率	◎	100	頭ゼロ埋めなし
18	担保金額	—	数字	円	9---9	当該取引のスタート決済金額	◎	8855829788	頭ゼロ埋めなし
19	担保金利率	—	数字	%	999.9999999	当該取引に適用する担保金利率	◎	0.16	頭ゼロ埋めなし
20	金利	—	数字	円	9---9	当該取引の付与金利額	◎	38820	頭ゼロ埋めなし
21	貸借料率	—	数字	%	999.9999999	当該取引の貸借料率	◎	0.01	頭ゼロ埋めなし
22	貸借料	—	数字	円	9---9	当該取引の貸借料額	◎	2426	頭ゼロ埋めなし
23	担保区分	1	数字	—	9	"0"(無担) "1"(有担保／現金担保) "2"(有担保／証券担保)	◎	1	
24	債券形態	—	—	—	—	—	▲		
25	約定時間	4	数字	—	9999	約定時間を照合する場合に設定。指定なしの場合には「0000」を設定。	◎	1000	
26	スタート時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1300	
27	エンド時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	0000	
28	取引番号	—	英数字	—	x---x	取引を特定する番号(送信者側の任意コード)	◎	A161740010	不一致等での照会用
29	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ツイヤクジョウブン	

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	8	英数字	—	xxxxxxxx	取引業者コード(BCコード又は5桁統一金融機関コード(頭「0」、証券会社等標準コード(頭「1」の5桁コード)	◎	1234JPJT	
3	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引になるものは必須	◎	5000000001	
4	受託	—	—	—	—	—	▲		
5	再信託先	—	—	—	—	—	▲		
6	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	◎	20091201	
7	受渡日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の受渡日	◎	20091203	
8	売買コード	4	英字	—	xxxx	取引先の買/売を識別する区分 "BUYI"(買) "SELL"(売)	◎	BUYI	
9	銘柄	12	英数字	—	JPxxxxxxxxxx	ISINコード	◎	JP17406919B9	
10	銘柄名称	—	英数カナ漢字	—	k---k	銘柄名称	◎	利付国債310回債	
11	課税・非課税の別	—	数字	—	x	課税/非課税を識別する区分 "1"(非課税) "2"(課税)	◎	1	一般売買なので課税区分を追加
12	額面	—	数字	円	9---9	該当取引の決済額面(正数で表示)	◎	5000000000	頭ゼロ埋めなし
13	約定レート	—	数字	%	999.9999999	当該取引の約定レート	▲	0.11	頭ゼロ埋めなし WI取引の当初照合時は必須かつレートは複
14	単価	—	数字	円	999.9999999	当該取引の単価(裸単価)	◎	99.963	頭ゼロ埋めなし WI取引の当初照合時は不要
15	受渡金額	—	数字	円	9---9	当該取引の決済金額	◎	4998150000	頭ゼロ埋めなし WI取引の当初照合時は不要
16	経過利子額	—	数字	円	9---9	当該取引の経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし WI取引の当初照合時は不要
17	約定時間	—	数字	—	—	約定時間を照合する場合に設定。	▲		
18	取引番号	—	英数字	—	x---x	取引を特定する番号(送信者側の任意コード)	◎	A161740010	不一致等での照会用
19	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	WI	

Web サービスに求める機能等

- 以下の項目は、出来通知データの電子的な授受の方法として、市場参加者がWebサービスの利用を検討する際に、効率的にWebサービスの利用の判断が出来るように、同サービスに求める機能やサービス提供事業者との間で確認すべき事項について整理したものである。

◎は必須機能、○は標準サービスが望ましい機能、●は確認事項

項目	機能・確認事項
(1) Web の ID 運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ●Web の ID 等の管理（各社、各社代表者）はどのように行われるか（運営者自体が行うか、ユーザーで社内の権限管理か）^(注)。 （注）ユーザーの利便面では、運営者が ID 付与、各 ID の権限管理を行うほうが望ましい（異動等の場合の変更負荷が軽い）。 ●ファイル、フォルダーの参照権限はだれが管理設定するか（新規、変更等）^(注)。 （注）相手先利用者の変更等を機動的に行なう上では、ユーザーにもファイル、フォルダーの参照権限が付与されることが望ましい（管理規定は必要）。
(2) 情報セキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> ◎情報のセキュリティ確保は担保されていること（暗号化技術、外部機関の認証（SAS70 等）等）。 ○たとえば国内における金融機関のシステム安全基準等に適合していること（FISC 等）。
(3) 運営サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ◎当初、利用開始時の画面設定、参照権限設定等のサポートが適切に行われること。 ●カスタマーサービスによるサポート方法（オンサイト、電話、メールその他） ◎照会（ID 付与者）に対するカスタマーサポートが適切に行われること。 ●ID、セキュリティ、オペレーション、エラー対応等が直接、サポートされるか。
(4) 運営サポート体制（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ◎日本語による照会対応が、本邦金融機関の営業日（年末：12月30日まで、年始：1月4日から）、営業時間帯（朝9時から18時ころ）をカバーしていること。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語対応の時間帯 ● 時間外の緊急対応の場合に日本語対応可能か。 <p>○海外を含む複数オフィス・拠点の利用可能なこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サポート時間帯とサポート言語（日本語、英語）。 ● ユーザーマニュアルは英語、日本語が利用可能か。
(5) 提供機能	<p>○データ送信先(相手)がダウンロードやファイル開封した場合の通知機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 送信者が画面で確認できるか。 <p>○フォルダーへのファイルアップロード機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オプション利用の場合の追加利用料等。
(6) 障害対応	<p>◎サーバーダウン、回線障害等、障害発生時のサポートや代替策。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リカバリーに要する時間はどの程度必要と想定しているか (同一センター内での障害発生の場合、拠点切り替えの場合等、実務影響確認のため)。 ● 過去の障害発生事例はあるか。 ● 可用性（例えば99.5%以上）の保証外として想定される事象（0.5%）はどのような事象か。
(7) 利用コスト試算	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用コスト（課金体系）はどのように設定されるか（固定、従量制等）^(注)。 <p>(注) Web サービスの利用者全体で、利用データ容量上限管理できないため、利用者の公平性を確保する上で、ID当たりの利用データ容量上限（例えば10MB）設定が望ましい。</p>
(8) その他	<p>◎事業者がサービス内容の変更（料金変更等）や、停止する場合、事前通知期間（停止の場合は1年前等）が確保されていること。</p>

以 上

相対ネットィング照合等の実務に関する取扱指針

1. 総論

(1) 目的

本取扱指針は、日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)中の「IV.二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」において定める「バイラテラルのペイメント・ネットィング」(以下「相対ネットィング」という。)について、相対ネットィング照合事務の電子化等の取扱い及び「異額面のペイメント・ネットィング」に関する実務の取扱いを定めることを目的とする。

(2) 対象となる取引

本取扱指針の対象となる国債取引は、ガイドラインIV. 1. (5)に定める取引とする(注1)。

(3) 相対ネットィング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットィングの要否

(2)で示す対象取引を活発に行う市場参加者は、ガイドライン及び本取扱指針に沿って、これらの取引に係る相対ネットィング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットィングを行うことが期待される。

① 相対ネットィング照合事務の電子化等

平成 24 年 4 月実施のガイドラインにおいては、照合通知を受領した後、相対ネットィング照合を完了させるまでの時間が、従来の 3 時間から 1 時間に短縮されている。このため、本取扱指針においては、短時間で相対ネットィング照合を完了させる観点から、標準化した照合通知の様式(以下「照合通知データフォー

(注1) 証券会社(金融商品取引法に規定する金融商品取引業者)や銀行等におけるリテール向けの国債取引(国債の窓口販売を含む)及び非居住者取引は、対象外である。また、決済代行(銀行等が、取引を執行した顧客からの指図に基づき資金・債券の受渡を代理で行う決済形態)については、事務フローが市場参加者により区々となっているため、本取扱指針を参考にしつつ、受託者と委託者との間で個別に事務フローの見直し等を図ることが考えられる。

マット」という。) 及び照合通知データの電子的な授受の方法を定めている。

なお、(2) に定める対象取引の取引量が少ないことなどから、照合通知データを電子的に受領しなくとも、照合通知の受領から1時間以内で相対ネットイング照合を完了できると当事者間で判断される場合には、照合通知を電子的に授受する必要はない^(注2)。

② 異額面のペイメント・ネットイング

平成24年4月実施のガイドラインにおいては、異額面のペイメント・ネットイングを「標準的なネットイング・スキームに準じたネットイング」として位置付けるとともに、①の相対ネットイング照合事務の電子化等と同様に、短時間で相対ネットイング照合を完了させる観点から、ガイドラインIV.2.(2)にその実施方法を定めている。

ただし、異額面のペイメント・ネットイングの実施は、あくまで当事者間の合意により行うものである。したがって、(2) に定める対象取引の取引量が少ないことなどから、異額面のペイメント・ネットイングを実施しなくとも、決済が円滑に行われると当事者間で判断される場合には、異額面のペイメント・ネットイングを実施する必要はない。

2. 照合通知データフォーマットの標準化

ガイドラインIV.3.(2)に定める照合通知データフォーマットの作成及び送信等の取扱いは、以下の①から⑤を標準とする。

① データ項目

- | |
|-----------------------------------|
| ○ 照合通知データフォーマットのデータ項目は、別紙1を標準とする。 |
|-----------------------------------|

(記事欄)

- ・データ項目中の「記事欄」は、ガイドラインII.4.(3)を参照しつつ、決済の依頼者を特定するための情報を記入する。

^(注2) この場合、平成22年11月版ガイドラインに記載されているように、FAX等を利用して照合通知書(参考様式、別紙2参照)を送付することが想定される。

② ファイル形式

○ 照合通知データのファイル形式は、Excel 形式又は CSV 形式を標準とする。

(拡張子等)

- ・ Excel 形式は、Excel97 から Excel2003 に互換性のある形式（拡張子が.xls であるもの）を標準とする。
- ・ CSV 形式は、可変長のカンマ区切りを標準とする。なお、CSV 形式は、Web サービスの利用により照合通知データの授受を行う場合等を想定しており、電子メールによりパスワードを付して照合通知データを送信する場合には、ファイルを圧縮し、圧縮したファイルにパスワードを付さない限り CSV 形式は取り得ない。

○ 当事者間で合意した場合には、照合通知データのファイルを圧縮することができる。

(圧縮形式)

- ・ 照合通知データのファイルを圧縮する場合には、圧縮形式 (.zip 形式、.lzh 形式等) やパスワードの有無等、当事者間で予め合意しておくこととする。

③ ファイル名称

○ 照合通知データのファイル名称は、「会社名（ファイル送信側）＋会社名（ファイル受信側）＋決済日（yyyymmdd）＋_＜アンダーバー＞＋枝番（任意）」とする。

- ・ 会社名は、日銀ネット上の「金融機関等コード」4桁を用いる。
- ・ 原則として、ペアオフ及び異額面のペイメント・ネットィングの照合通知データは1つのファイルで送付する。複数のファイルを送信する場合には、枝番を付すこととする。

(例) 0975028920120423_001.csv

④ セキュリティ

○ 照合通知データのファイルを電子的に授受する際には、パスワードの設定を標

準とし、パスワードの設定ルールは、当事者間で合意した任意の方法とする（以下の例を参照）。なお、当事者間で合意した場合には、暗号化を行うことができる。

（パスワードの設定ルールの例）

- ・ パスワードの設定ルールには、以下の方法が考えられる。
 - ▶ 固定パスワード（パスワードの変更を行わない方法）
 - ▶ 定期的変更（1カ月単位等で定期的に変更する方法）
 - ▶ 日々変更（パスワードの一部又は全部を毎日変更する方法）
 - ▶ 個別設定（送信の都度、受信者に電話等で連絡する方法）

⑤ 照合通知データの送受信の頻度

- 照合通知データの送受信は、1日1回とする。

3. 照合通知データの電子的な授受の方法

照合通知データの電子的な授受の方法については、事務上の混乱が生じないように当事者間で予め十分に確認しておくことが推奨される。電子的なデータ授受手段の例としては、以下のものが考えられる。

- ・ Web サービス （注3）
- ・ 電子メール

4. 異額面のペイメント・ネットィング

ガイドラインに定める「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として、異額面のペイメント・ネットィングを行う場合には、当事者間でガイドラインIV.4.に定める事前確認書を取り交わすなどの方法により、当事者間で合意する必要がある。なお、事前確認書を取り交わすことにより、異額面のペイメント・ネットィング

（注3） Web サービスに求める機能等については、別紙3参照。

ィングを行う場合には、「1対1の異額面のペイメント・ネッティング」又は「集約方式の異額面のペイメント・ネッティング」のいずれの方法を選択するか、当事者間で事前に確認を行い、合意することとなる。

以 上

照合通知データフォーマット(項目定義書)

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	4	数字	—	9999	日銀ネット上の「金融機関等コード」	◎	0324	決済代行先へ送付する場合、取引業者欄には実際の決済相手(項番7「貴社国債決済口座」の頭4桁)
3	受渡日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の受渡日	◎	20100706	
4	明細・合計区分	1	数字	—	9	ネットイング後の合計は「1」 ネットイング元の明細は「2」	◎	1	
5	保有形態	1	数字	—	9	固定値:1	◎	1	1=振込
6	貴社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	1234001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
7	貴社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	12340001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
8	当社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	7890001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
9	当社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	78900001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
10	照会番号	—	英数字	—	x---x	作成側での自動採番 (同じ番号であれば同一ネットイングに対してという意)	◎	60545000	不一致等での照会用
11	貴社決済種別	1	数字	—	9	1. 資金受取、2. 資金支払、 3. DVP(売)、4. DVP(買)、 5. FOP(売)、6. FOP(買)、 7. 資金受取・FOP(買)、8. 資金支払・FOP(売)、 9. 資金・国債とも決済なし	◎	3	
12	決済時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1500	
13	資金決済金額	—	数字	円	9---9	該当取引の資金決済金額(正数で表示)	◎	1010000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が「5」、「6」、「9」である場合は、0(ゼロ)とする。
14	国債決済金額	—	数字	円	9---9	該当取引の国債決済金額(正数で表示)	◎	1000000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が「1」、「2」、「9」である場合は、0(ゼロ)とする。
15	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引の場合必須	対信託取引◎ (それ以外▲)	ABCDEFGHI5000000001	
16	銘柄名称	—	英数字ナ漢字	—	k---k	銘柄名称	▲	利国債10年297カイ	
17	銘柄コード	9	数字	—	999999999	日銀銘柄コード(9桁)	◎	111029700	
18	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	▲	20100704	項番4「明細・合計区分」が「1」であるデータの場合には任意設定。(プランク8桁セット有無についても任意。ネットイング後の合計データにおいては照合対象外項目。)
19	記事欄	—	英数字	—	x---x	通常の決済データにセットしている記事欄をそのまま使用する。(決済代行を利用している場合も決済代行委託元の情報セット仕様※あり)	対信託取引◎ (それ以外▲)	***現状通り***	決済代行を利用している場合、3~9桁目および18~24桁目へ、決済代行委託元のコードセットなどを行う。(本項、または項番22か項番23への設定を行うなどの方法で、決済代行委託元を特定)
20	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ツイカクジョウブン	
21	備考欄	—	英数字カナ	—	x---x	作成者が必要とする事項について記入	▲	5000000001	
22	決済代行委託元(受方)	—	英数字カナ	—	x---x	当事者間で合意した内容を記入	▲	SC1234	本項を使用する場合、日銀電文上にセットする記事の「B」または「O」の部分を除いたものを記入するなど当事者間で合意した方法で、決済代行委託元を特定。
23	決済代行委託元(渡方)	—	英数字カナ	—	x---x	当事者間で合意した内容を記入	▲	BA9876	

照合通知データ(設定例)

【前提】

決済当事者A(信託銀行:日銀ネット上の「金融機関等コード」:1234)と決済当事者B(証券会社:日銀ネット上の「金融機関等コード」:7890)との間の3月10日の決済における相対ネットリング照合通知の事例。

なお、3月10日受渡の取引は以下の通り(ファンドABCDEFGHI5000000001は信託口Ⅰ、ABCDEFGHI5000000002は信託口Ⅱのファンド、信託銀行Aは購入時ITGを使用)

A選L8受けの取引

約定日	銘柄	額面(千円)	受渡金額(円)	信託銀行ファンド番号	約定日	銘柄	額面(千円)	受渡金額(円)	信託銀行ファンド番号
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	5,200,000,000	ABCDEFGHI5000000001	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	5,000,000,000	ABCDEFGHI5000000001
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	5,100,000,000	ABCDEFGHI5000000001	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	4,900,000,000	ABCDEFGHI5000000001
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	4,900,000,000	ABCDEFGHI5000000001	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	4,500,000	4,400,000,000	ABCDEFGHI5000000001
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	4,000,000	4,100,000,000	ABCDEFGHI5000000001	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	3,500,000	3,400,000,000	ABCDEFGHI5000000001
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	3,000,000	3,100,000,000	ABCDEFGHI5000000001	3月9日	利付国庫債券(10年)第297回	1,000,000	900,000,000	ABCDEFGHI5000000001
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	2,500,000	2,600,000,000	ABCDEFGHI5000000001	3月9日	利付国庫債券(10年)第297回	1,000,000	1,100,000,000	ABCDEFGHI5000000002
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	2,500,000	2,400,000,000	ABCDEFGHI5000000001	3月8日	国庫短期証券第165回	5,000,000	5,000,000,000	ABCDEFGHI5000000002
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	1,500,000	1,400,000,000	ABCDEFGHI5000000001	3月8日	国庫短期証券第165回	4,000,000	4,000,000,000	ABCDEFGHI5000000002
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	500,000	600,000,000	ABCDEFGHI5000000001					
3月8日	国庫短期証券第165回	5,000,000	5,000,000,000	ABCDEFGHI5000000002					
3月8日	国庫短期証券第165回	5,000,000	5,000,000,000	ABCDEFGHI5000000002					

B選L8受けの取引

決済当事者A→決済当事者Bへ送付するネットリング通知データの設定例

SEQ	取引業者	受渡日	明細・合計区分	保有形態	貴社資金決済口座	貴社国債決済口座	当社資金決済口座	当社国債決済口座	照会番号	貴社決済種別	決済時期	資金決済金額	国債決済金額	信託銀行ファンドNO	銘柄名称	銘柄コード	約定日	記事欄	メッセージ欄	備考欄	決済代行委託元(受方)	決済代行委託元(渡方)	
0001	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545690	2	1500	2000000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700							
0002	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545690	4	1500	5200000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001					
0003	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545690	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001					
0004	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545691	2	1500	2000000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700							
0005	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545691	4	1500	5100000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001					
0006	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545691	3	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001					
0007	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340201	60545692	9	1500	0	0	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650							
0008	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340201	60545692	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	OABCDEFGHI5000000002					
0009	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545692	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	BABCDEFGHI5000000002					
0010	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545703	4	1500	2300000000	2000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700							
0011	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545703	4	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001					
0012	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545703	4	1500	4100000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001					
0013	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545703	4	1500	3100000000	3000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001					
0014	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545703	3	1500	4400000000	3500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001					
0015	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545703	3	1500	3400000000	3500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001					
0016	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545703	3	1500	9000000000	10000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCDEFGHI5000000001					
0017	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545703	3	1500	11000000000	10000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCDEFGHI5000000001	ツカヤクショア				
0018	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340201	60545705	4	1500	10000000000	10000000000	ABCDEFGHI5000000001	短期証券165回	161001650							
0019	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340201	60545705	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	短期証券165回	161001650	20110308	OABCDEFGHI5000000002					
0020	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545705	3	1500	4000000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	短期証券165回	161001650	20110308	BABCDEFGHI5000000002					

決済当事者B→決済当事者Aへ送付するネットリング通知データの設定例

SEQ	取引業者	受渡日	明細・合計区分	保有形態	貴社資金決済口座	貴社国債決済口座	当社資金決済口座	当社国債決済口座	照会番号	貴社決済種別	決済時期	資金決済金額	国債決済金額	信託銀行ファンドNO	銘柄名称	銘柄コード	約定日	記事欄	メッセージ欄	備考欄	決済代行委託元(受方)	決済代行委託元(渡方)		
0001	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234000	1	1500	2000000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700								
0002	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234000	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001						
0003	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234000	3	1500	5200000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001						
0004	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234002	4	1500	2000000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700								
0005	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234002	4	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001						
0006	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234002	3	1500	5100000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001						
0007	1234	20110310	1	1	1234001	12340201	7890001	78900001	50234004	9	1500	0	0	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650								
0008	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234004	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	BABCDEFGHI5000000002						
0009	1234	20110310	2	1	1234001	12340201	7890001	78900001	50234004	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	OABCDEFGHI5000000002						
0010	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	2300000000	2000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700								
0011	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	4400000000	4500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001						
0012	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	3400000000	3500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCDEFGHI5000000001						
0013	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	4	1500	3000000000	3000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCDEFGHI5000000001						
0014	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	11000000000	10000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCDEFGHI5000000001	ツカヤクショア					
0015	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCDEFGHI5000000001						
0016	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	4100000000												

YYYY年 MM月 DD日

××××××× 御中

会社名	××××
部署名	××××
TEL	××××
FAX	××××
TEL (2)	××××
FAX (2)	××××

国債のネットिंगに係る照合通知書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「IV. ニ当事者間におけるネットिंगに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットिंगの内容を確認するため、本通知書を御送付致しますので、内容を御確認下さい。

受渡日YYYY年MM月DD日

貴社資金決済口座		当社資金決済口座	
金融機関名		金融機関名	
口座名称		口座名称	
口座番号		口座番号	

保有形態	振替国債
------	------

ネットिंग明細			原約定明細					
ネットिंग No.	貴社の 支払/受取	受渡金額 (円)	銘柄名	貴社証券受入取引	決済方法	支払受渡金額	約定日	額面(千円)
				貴社証券引渡取引	決済方法	受入受渡金額	約定日	額面(千円)
1	支払	AA, AAA, AAA	123利付国庫債券	買	DVP	B, BBB, BBB, BBB	YYYY-MM-DD	b, bbb, bbb
				貸	DVP	C, CCC, CCC, CCC	YYYY-MM-DD	C, CCC, CCC
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

取引区分を記載

例)

買…取引先の買
 売…取引先の売
 貸…取引先の貸付
 借…取引先の借入
 貸返…取引先の貸付返済
 借返…取引先の借入返済

<記入例> 日銀当座を原則とし、市中銀行口座は適宜、記入欄を増やして利用する。

Web サービスに求める機能等

- 以下の項目は、照合通知データの電子的な授受の方法として、市場参加者がWebサービスの利用を検討する際に、効率的にWebサービスの利用の判断が出来るように、同サービスに求める機能やサービス提供事業者との間で確認すべき事項について整理したものである。

◎は必須機能、○は標準サービスが望ましい機能、●は確認事項

項目	機能・確認事項
(1) Web の ID 運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ●Web の ID 等の管理（各社、各社代表者）はどのように行われるか（運営者自体が行うか、ユーザーで社内の権限管理か）^(注)。 （注）ユーザーの利便面では、運営者が ID 付与、各 ID の権限管理を行うほうが望ましい（異動等の場合の変更負荷が軽い）。 ●ファイル、フォルダーの参照権限はだれが管理設定するか（新規、変更等）^(注)。 （注）相手先利用者の変更等を機動的に行なう上では、ユーザーにもファイル、フォルダーの参照権限が付与されることが望ましい（管理規定は必要）。
(2) 情報セキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> ◎情報のセキュリティ確保は担保されていること（暗号化技術、外部機関の認証（SAS70 等）等）。 ○たとえば国内における金融機関のシステム安全基準等に適合していること（FISC 等）。
(3) 運営サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ◎当初、利用開始時の画面設定、参照権限設定等のサポートが適切に行われること。 ●カスタマーサービスによるサポート方法（オンサイト、電話、メールその他） ◎照会（ID 付与者）に対するカスタマーサポートが適切に行われること。 ●ID、セキュリティ、オペレーション、エラー対応等が直接、サポートされるか。
(4) 運営サポート体制（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ◎日本語による照会対応が、本邦金融機関の営業日（年末：12月30日まで、年始：1月4日から）、営業時間帯（朝9時から18時ころ）をカバーしていること。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語対応の時間帯 ● 時間外の緊急対応の場合に日本語対応可能か。 <p>○海外を含む複数オフィス・拠点の利用可能なこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サポート時間帯とサポート言語（日本語、英語）。 ● ユーザーマニュアルは英語、日本語が利用可能か。
(5) 提供機能	<p>○データ送信先(相手)がダウンロードやファイル開封した場合の通知機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 送信者が画面で確認できるか。 <p>○フォルダーへのファイルアップロード機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オプション利用の場合の追加利用料等。
(6) 障害対応	<p>◎サーバーダウン、回線障害等、障害発生時のサポートや代替策。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リカバリーに要する時間はどの程度必要と想定しているか (同一センター内での障害発生の場合、拠点切り替えの場合等、実務影響確認のため)。 ● 過去の障害発生事例はあるか。 ● 可用性（例えば99.5%以上）の保証外として想定される事象（0.5%）はどのような事象か。
(7) 利用コスト試算	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用コスト（課金体系）はどのように設定されるか（固定、従量制等）^(注)。 <p>(注) Web サービスの利用者全体で、利用データ容量上限管理できないため、利用者の公平性を確保する上で、ID当たりの利用データ容量上限（例えば10MB）設定が望ましい。</p>
(8) その他	<p>◎事業者がサービス内容の変更（料金変更等）や、停止する場合、事前通知期間（停止の場合は1年前等）が確保されていること。</p>

以 上

諸外国におけるGCレポ（T+0）におけるCCPと担保管理サービスの概要

1. CCPを利用したGCレポ（T+0）

(1) GCレポ（T+0）に関し、「CCPによる債務引受」と「担保管理サービス」による「担保後決め方式」の組み合わせで実現されている代表的スキームは以下の3例

- ① FICCによるGCF Repo
- ② LCH Clearnetによる、€GC Repo、及び、Sterling GC Repo
- ③ Eurex Clearingによる、Euro GC Pooling

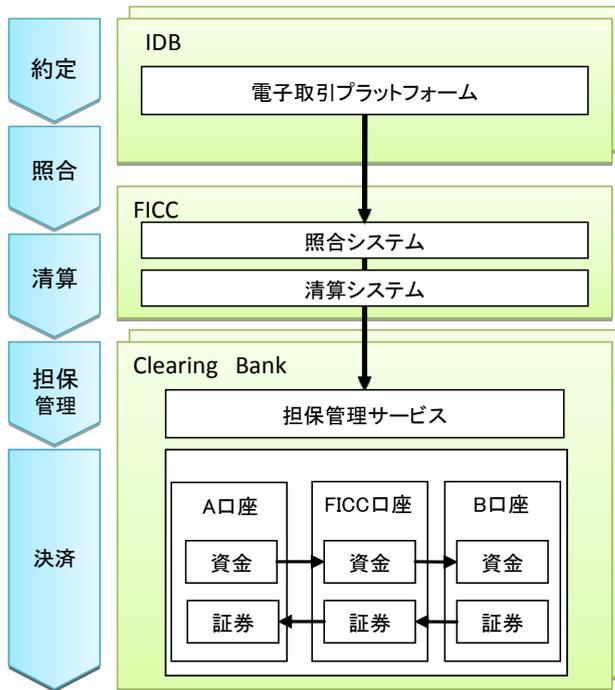
(2) CCPが提供するサービス

債務引受・ネットィング	CCPがGCレポ取引について債務引受を行う（各CCP共通）。ネットィングについては行わないCCPもある（EurexはT+0についてネットィングは行わない）
指図の作成・送信	CCPは、債務引受後（ネットィングを行う場合にはネットィング後）、取引データを担保管理サービスに送信
マージン・コール	CCPは、債務引受を行った取引に関し、マージン・コールを日々実施
サブスティテューション	CCPは、債務引受を行った取引（ターム物）に関し、サブスティテューションを認めている

(3) CCP利用の特徴

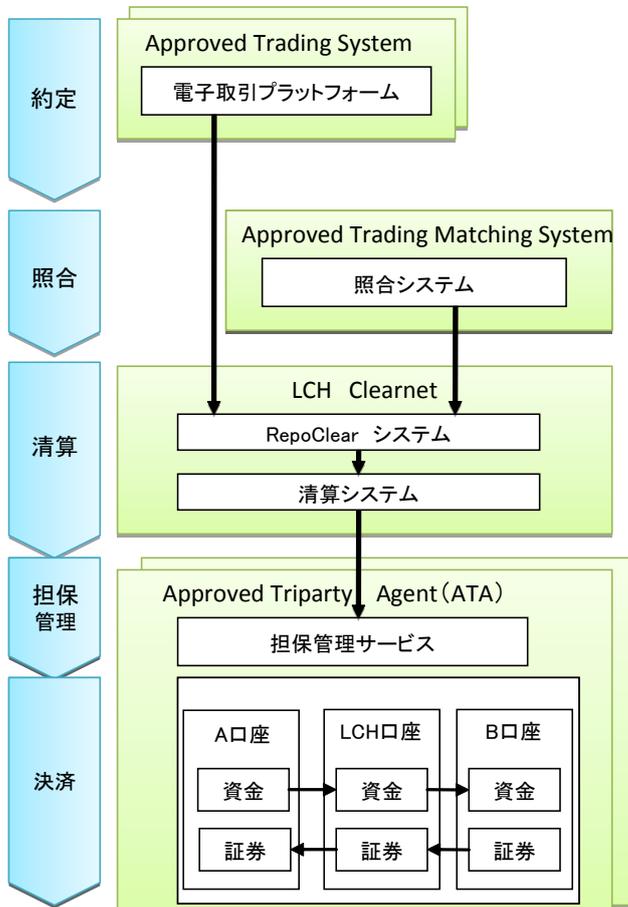
- ① STP化
 - ・ 電子取引プラットフォームまたは照合システムの利用が必須。また、照合以降のフローも完全STP化が達成。
 - ・ FICCとEurexは、約定から決済まで取引の相手方が分からない仕組みを実現（電子取引プラットフォーム利用必須、かつ、CCPによる債務引受により実現）
- ② CCPによる取引の標準化
 - ・ バスケットの内容および種類の設定は、CCP（およびその参加者）が主体となって決定。
- ③ CCPによる債務引受、CCPの証券口座／資金口座を介した決済
 - ・ CCPより担保管理サービスに取引情報が連携し、CCPの口座を通じてDVP決済を実施。

(1) FICC の GCF Repo



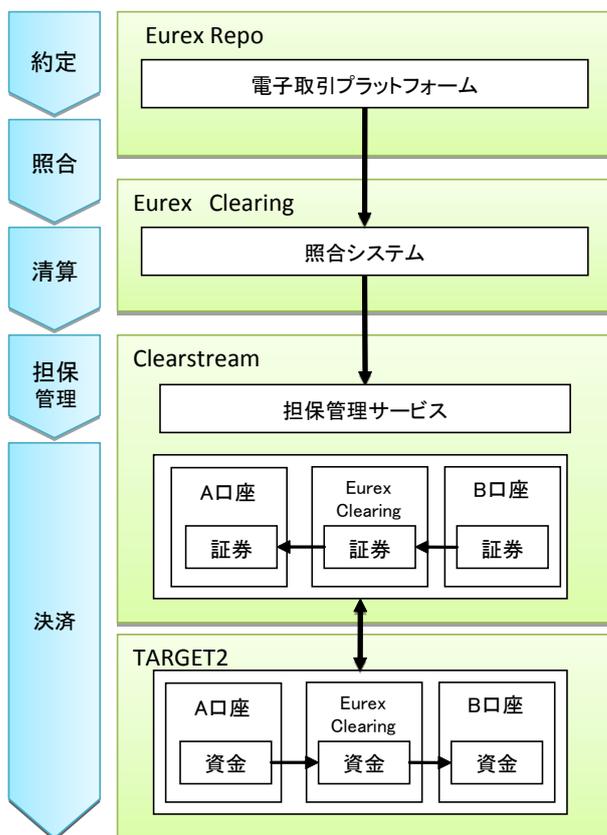
- 取引当事者は、インターディーラー・ブローカー（IDB）が提供する電子取引プラットフォームを通じて約定を行うことが必須とされている。
- 全ての取引は、FICCにより債務引受された後、バスケット・ネットティングされる。
- FICCは、取引当事者が利用するクリアリング・バンクにネットティング後のデータを送信する。
- クリアリング・バンクは、担保割当を行った後、決済を行う。
- なお、異なるクリアリング・バンク間の下にぶらさがる参加者間のGCFレポも約定可能。

(2) LCH の€GC Repo



- 取引当事者は、電子取引プラットフォーム（ATS）を通じて約定するか、照合システム（ATMS）の利用が必須とされている。
- 全ての取引は、LCH Clearnetにより債務引受された後、バスケット・ネットティングされる。
- LCH Clearnetは、取引当事者が利用する担保管理サービス（ATA）にネットティング後のデータを送信する。
- ATAは、担保割当を行った後、決済を行う。

(3) Eurex の Euro GC Pooling Repo



- 取引当事者は、電子取引プラットフォームである Eurex Repo を通じて約定することが必須とされている。
- 全ての取引は、Eurex Repo から Eurex Clearing に送信され、債務引受される。ただし、T+0 取引はネットティングされない。
- Eurex Clearing から取引データが担保管理サービスを提供する Clearstream に送信される。
- Clearstream による担保割当が行われた後、決済が行われる。

2. CCP を利用しないGCレポ (T+0)

(1) GC レポ (T+0) に関し、「CCP 非利用」で担保管理サービスによる「担保後決め方式」のみで実現しているスキームとして、以下の3つの例がある。

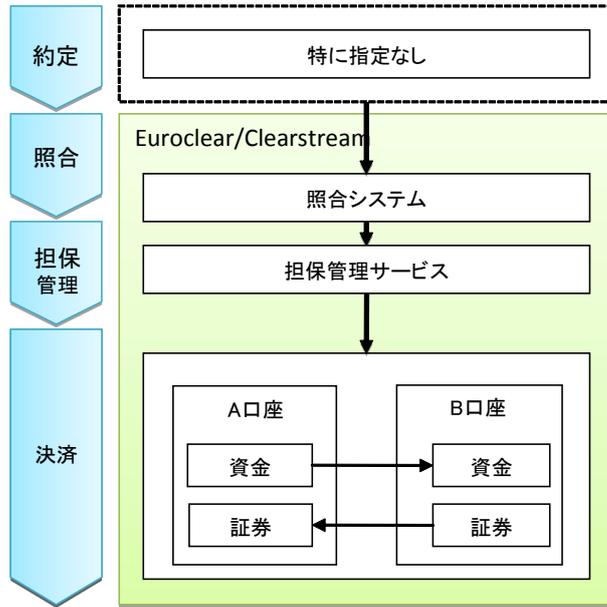
- ① ICSD (Euroclear/Clearstream) による、トライパーティ・レポ
- ② JPMorgan (欧州) による、トライパーティ・レポ
- ③ 米国クリアリング・バンクによる、トライパーティ・レポ

(2) CCP を利用した GC レポ (T+0) と比べた場合の特徴は以下のとおり。

- ✓ 取引は標準化されていないため、柔軟性は高い
- ✓ 取引当事者間は、相対で適格担保の設定等を事前に行う
- ✓ 取引期間も自由に設定可能
- ✓ 取引プラットフォームは特に設けられていない

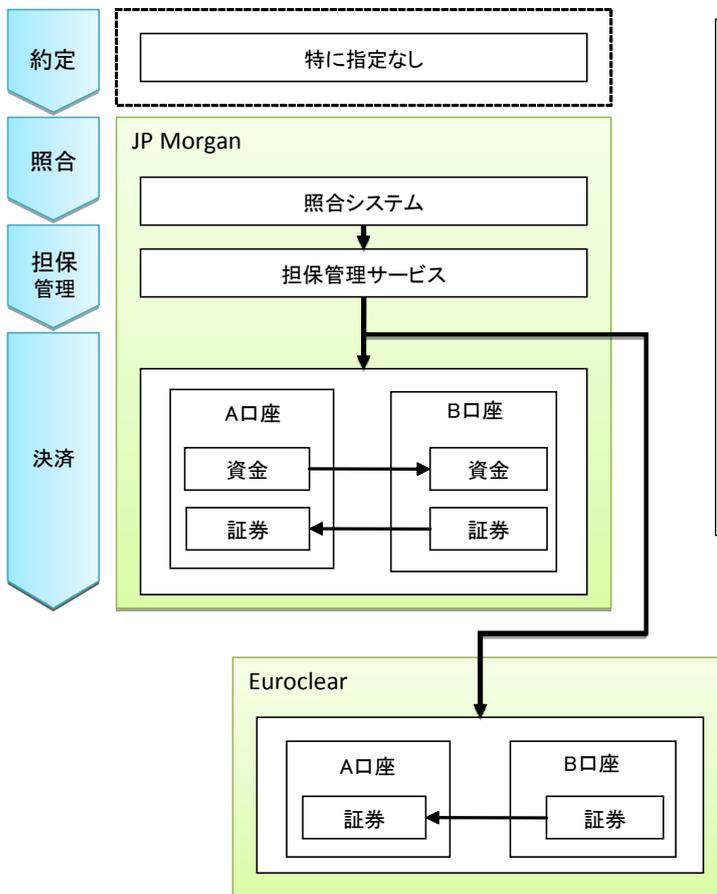
※ なお、JPMorgan のサービスでは、担保管理サービスの提供者の下に担保債券となる証券を集約させなくともよいスキームとなっている。

(1) ICSD の Triparty Repo



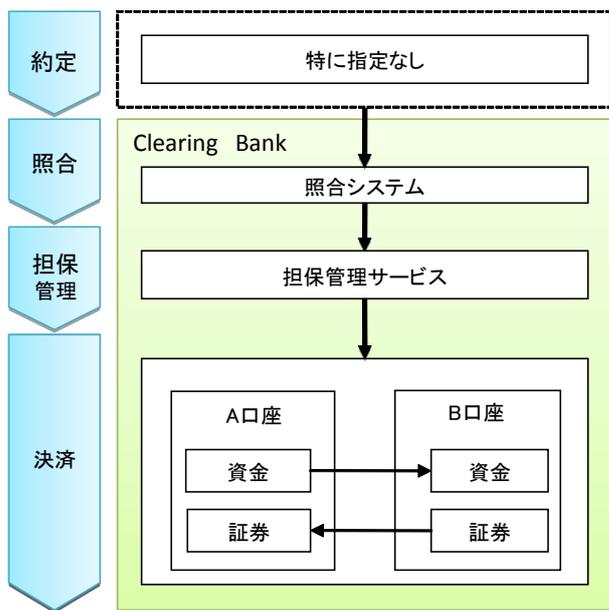
- 取引当事者が行う約定方法に指定はない。
- 約定後、約定照合を行うため、取引当事者が Euroclear/Clearstream に約定データを送信する。
- Euroclear/Clearstream は、約定データの照合を行った後、担保割当および決済を行う。

(2) JPMorgan (欧州) の External Long Box



- 取引当事者が行う約定方法に指定はない。
- 約定後、約定照合を行うため、取引当事者が JPMorgan に約定データを送信する。
- JP Morgan は、約定データの照合を行った後、担保割当および決済を行う。なお、担保割当の際には、JPMorgan 内にある口座の証券だけでなく、Euroclear 内にある口座の証券も担保割当の対象とすることができる仕組みがある。

(3) 米国の Triparty Repo



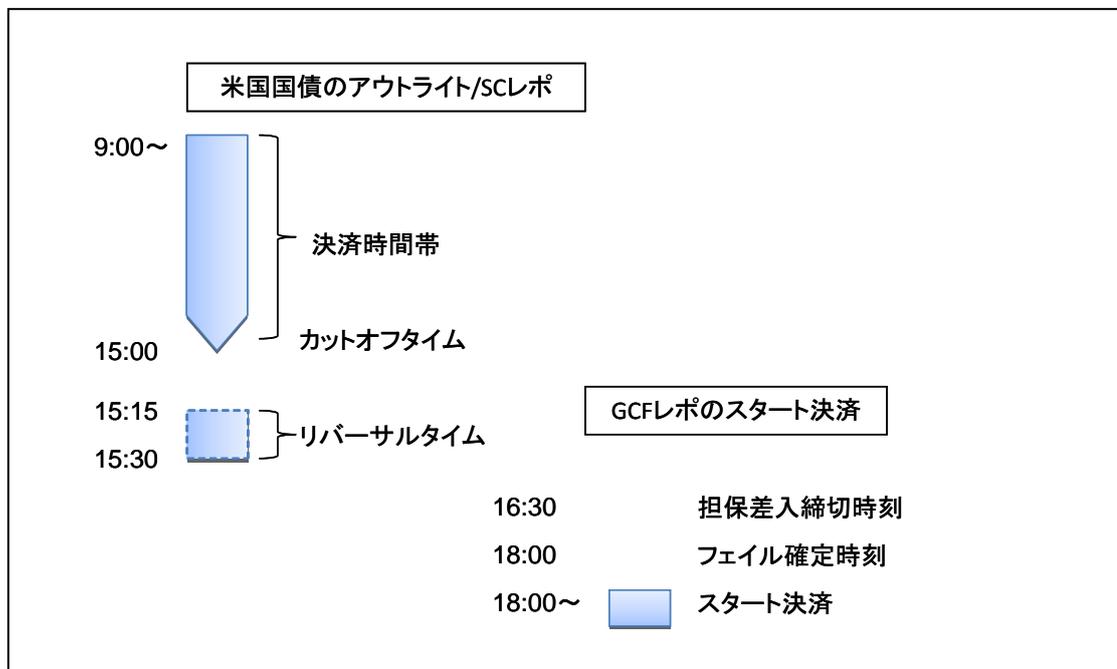
- 取引当事者が行う約定方法に指定はない。
- 約定後、約定照合を行うため、取引当事者およびクリアリング・バンク間でシステムにより照合を行う。
- 従来は、マニュアル照合であったが、今次金融危機を受けてシステムで照合を行うこととなった。これに伴い、Clearing Bank が照合システムを提供している。
- システムにより照合された約定データに基づき、クリアリング・バンクは、担保割当を行い、決済をする。

3. GCレポ (T+0) スキームにおける約定時間帯

	約定時間帯 (指図の受付締切時刻)	備考
FICC GCF Repo	8:00~15:35	米国トライパーティ・レポの改革により、15時までの受付に変更される予定。
LCH Clearnet € GC	~10:30	
Eurex GC Pooling	7:30 から 16:00 (先日付は 18:00 まで)	
Euroclear/Clearstream	~17:40 (先日付は 18:00 まで)	
JP Morgan (欧州)	N/A	
JP Morgan/BONYM (米国)	16時まで	

4. 決済スケジュール（GCF レポ）

- GCF レポでは、アウトライト/SC レポのカットオフタイム後に GCF レポの担保差入締切時刻およびフェイル確定時刻、スタート決済が設定されている。



5. バスケット

- バスケットは、CCP が参加者とともに決定している。なお、CCP を経由しない取引では、相対で適格担保が決まるため、ISIN コード等での特定はされていない。

（GCFレポ）

GCF CUSIP	Description
371487AD1	満期が10年未満の米国国債
371487AE9	満期が30年未満の米国国債
371487AG4	米国物価連動国債
371487AF6	ストリップス債

（€GC Repo）

ISIN Number	Description
XS0334383260	AAA格のユーロ圏国債
XS0333936523	
XS0417057287	ドイツ国債
XS0414733989	
⋮	⋮

*同一バスケットにISINコードが2つあるのは、決済システム毎（Euroclear/Clearstream）にISINコードがあるため。

（GC Pooling）

ISIN Number	Description
DE000A0AE077	ECB適格担保の債券（社債等を除く）
DE000A0WKKX2	ECB適格担保の債券（社債等を含む）

6. 担保管理サービスの基本（コア）機能

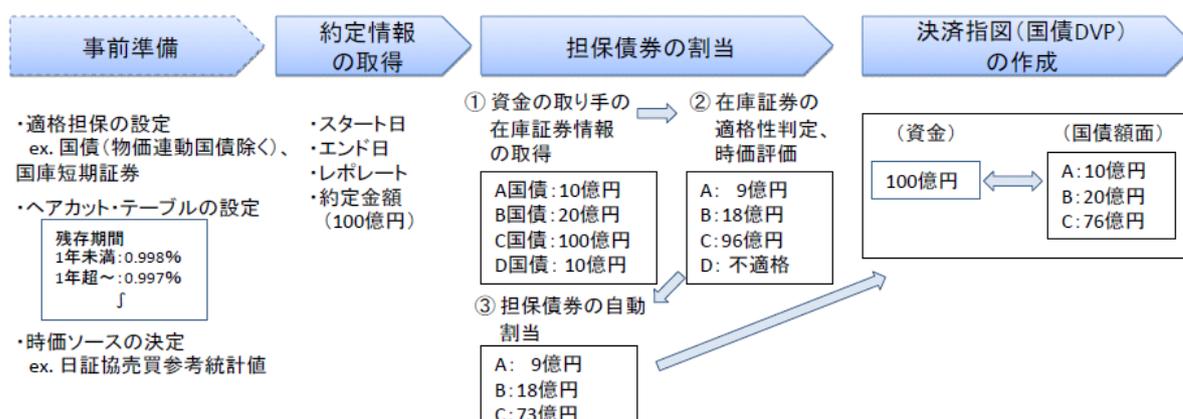
- (1) 海外の決済インフラが実装している、トライパーティ・レポに関する担保管理サービス（CMS）については、コア機能と付随機能に分けることができる。

コア機能	
適格銘柄管理	GC レポの担保証券として適格である証券の銘柄管理。取引当事者が適格担保を指定。担保証券の割当を決済インフラが行うため、必須の機能
担保の自動割当	証券の各 GC レポ取引の担保証券をディーラーの在庫中から割り当てていく機能
決済指図の作成	担保証券の割当が完了した GC レポ取引に関し、スタート決済を行うための決済指図を作成する機能
付随機能	
期中の担保管理関連	サブステイテューション、リ・ユース
リスク管理関連	担保の時価評価、マージン・コール

(2) CMSのコア機能のイメージ

- トライパーティ・レポ・サービスを提供している全ての決済インフラ（Tri-party Service Provider、以下 TSP という）が GC レポ取引のスタート決済に係る部分の機能を提供。

<コア機能の概要フロー>



(3) CMSによる担保債券残高の把握方法

- ① T S Pのコア機能である担保債券の割当時に、TSP が担保債券の銘柄および残高情報を入手する方法としては、海外事例においても、イ案およびロ案の2つある。

イ案	ロ案
<ul style="list-style-type: none"> • Eurex GC Pooling • JP Morgan (欧州) 	<ul style="list-style-type: none"> • FICC GCF Repo • Euroclear/Clearstream のトライパーティ・レポ • 米国クリアリング・バンクのトライパーティ・レポ

※イ案は GC レポ専用口座、ロ案は通常口座から残高情報を取得

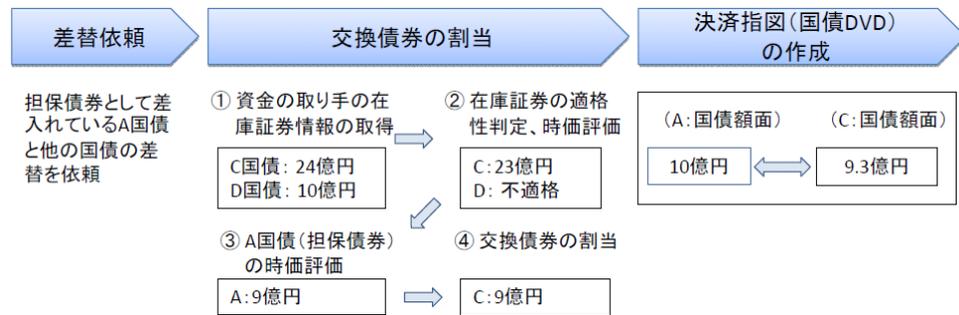
- ② イ案/ロ案の採用理由は不明だが、おおよそ以下の点にあると考えられる。
- ・ まず、FICC の GCF Repo、米国のクリアリング・バンクのトライパーティ・レポは、アウトライトや SC レポの決済時間帯に GC レポの担保割当を行うことがないため、アウトライト/SC レポの決済口座を利用してロ案が採用されている。
 - ・ なお、Euroclear/Clearstream のトライパーティ・レポは、日中リアルタイムで GC レポの決済が可能であるが、ロ案が採用されている。これは、証券決済の多く（8割から9割）が夜間バッチで処理されていることも大きいと思われる。

7. 担保管理サービスの付随機能

- (1) 一部の T S P は、「期中の担保証券管理」にかかるサービスを提供。

サブステイテューション	<p>担保として差し入れている証券の銘柄を差し替えることができる機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 担保差入れ側の要求により、T S P が自動的にサブステイテューションを行うケースもある。 — C C P が債務引受を行った取引については、C C P との間でも行われるケースがある。
リ・ユース	<p>担保受け入れ側が、受入れた担保証券を第三者とのトライパーティ・レポ取引等の担保証券として再利用できる機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 日本では、担保受入側が担保証券を第三者に担保差入することは法的に可能。

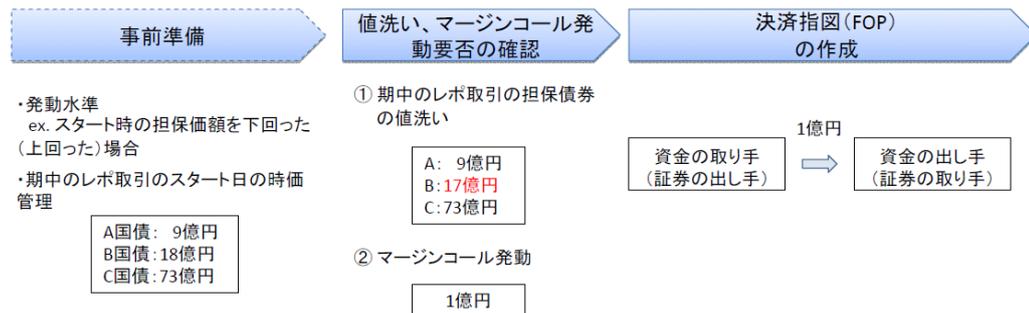
➤ サブステイテューション機能のイメージ



(2) 一部のTSPが、「期中のレポ取引のリスク管理」を行うサービスを提供。

担保の時価評価	各担保証券の価格情報およびヘアカットに基づき時価を算出する機能
マージン・コールの実施	担保証券の時価評価を行った上で、exposureがある場合に、自動的にマージン・コールを行う機能

➤ マージン・コール実施のイメージ



<参考> 担保管理サービスが提供するサービス概要の一覧

地域	決済インフラ	適格銘柄管理	担保の自動割当	指図の自動作成	Substitution	re-use	担保時価管理	margin call 実施
欧州	Euroclear Bank	○	○	○	○	○	○	○
	Clearstream	○	○	○	○	○	○	○
	CREST	○	○	○	×	×	×	×
	SIX SIS	○	○	○	○	×	○	○
	BoNY Mellon (Brussels)	○	○	○	N.A.	×	○	○
	JPM Chase (Europe)	○	○	○	○	×	○	○
米国	BoNY Mellon (US)	○	○	○	○ ^(注)	×	○	×
	JPM Chase (US)	○	○	○	○ ^(注)	×	○	×
アジア	CMU	○	○	○	N.A.	×	×	×

(注) 今次金融危機の経験を踏まえ、サブスティテューションを導入

以 上

現時点におけるアウトライイトT+1化に向けた検討の進め方のイメージ

時 期	検討の概要	備考								
～2012年4月	各市場参加者及びWGにおいて、アウトライイトT+2化実施対応及び準備状況のフォローを行う。	対応の準備状況も適宜フォローしていく。								
2012年4月以降	WGがアウトライイトT+2化実施状況の確認を行う。また、2012年度下期の検討再開に向けて、WG・業界団体・インフラ機関がアウトライイトT+1化の検討・推進体制を検討し、合意を得る。	実施状況の確認に当たっては、アウトライイト取引に関し、広範な参加者がT+1取引が可能となる枠組みのあり方の確認も行う。								
2012年度下期	WG又は新たな検討体制（以下「WG等」という）がアウトライイトT+1化実現に向けた検討を再開する。	WG等の検討に当たっては、アウトライイトT+1化の実施時期について、アウトライイトT+2化後の実施状況や残された課題の検討状況を踏まえ、意見調整を経た上で具体的な時期の合意を図る。								
2013年以降	WG等がアウトライイトT+1化実現に向けた検討を終了する。 その後、WG等の検討を踏まえ、市場参加者、担保管理サービスを提供する機関その他市場インフラによる、より実務的な検討を進める。									
2014年以降	担保管理サービス機関等におけるアウトライイトT+1化における市場基盤の整備や市場慣行等について、基本仕様等を関係者との合意を得つつ策定する。 市場参加者及び市場インフラは、合意された基本仕様等を踏まえて、システム対応等の準備作業を進める。	基本仕様等を策定する際には、市場基盤の整備や新しい市場慣行の定着状況を踏まえ、必要に応じて業務フローの見直し等を行うことも展望する。 また、基本仕様等の策定に当たっては、同時期に行う市場基盤の整備を全体として整合を確保すること、並びに市場参加者及び市場インフラの開発負担を考慮し、関係者の合意を前提に進めていく。 (参考) 市場基盤の整備（予定）								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013年 後半</td> <td>JGBC側での信託 対応システム開発完了</td> </tr> <tr> <td>2014年</td> <td>決済照合システム更改等</td> </tr> <tr> <td>2015年度</td> <td>新日銀ネット全面稼動</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	2013年 後半	JGBC側での信託 対応システム開発完了	2014年	決済照合システム更改等	2015年度	新日銀ネット全面稼動
時 期	内 容									
2013年 後半	JGBC側での信託 対応システム開発完了									
2014年	決済照合システム更改等									
2015年度	新日銀ネット全面稼動									
2017年以降	アウトライイトT+1化の実施	上記検討における合意に基づく。								